

国の行政機関、独立行政法人、
特殊法人等ガイドブック

- 島根県版 -

令和6年7月

総務省 中国四国管区行政評価局

前書き

本ガイドブックでは、島根県に所在する国の行政機関、独立行政法人、特殊法人等について、その所在地や各種問合せ先を始め、設置根拠、所掌事務、組織等の概略を収録しています。

総務省中国四国管区行政評価局が各機関の協力を得て、原則として2024年（令和6年）4月1日の状況を取りまとめたものであり、各機関の業務内容等に関する理解が深まること、また、各種問合せ等にご活用いただくことに寄与できれば幸いです。

《 収録事項 》

機関名、郵便番号、所在地、電話（FAX）番号、ホームページアドレス、設置根拠、所掌事務（又は事業内容）、管轄区域（又は事業区域）、組織（及び職員数）、情報公開・個人情報保護窓口、相談・案内窓口、電子申請制度窓口、モニター制度窓口等

*組織図の表示について、——は当該機関等の内部組織、-----は下部機関、-----は施設等機関であること、-----は当該機関等の上部機関が県外に所在することを示す。

《 参考：独立行政法人、特殊法人とは 》

独立行政法人：各府省の行政活動から政策の実施部門のうち一定の事務・事業を分離し、それを担当する機関として独立の法人格を有しているもの。

特殊法人：政府が必要な事業を行おうとする場合、その業務の性質が企業的経営になじむものである等の場合に、特別な法律によって設立される法人。

目 次

《国の行政機関》

内閣府

[警察庁]

| | |
|--|---|
| 中国四国管区警察局 島根県情報通信部 | 1 |
|--|---|

総務省

[中国四国管区行政評価局](#)

| | |
|--|---|
| 地域総括評価官（在島根行政監視行政相談センター） | 2 |
|--|---|

法務省

| | |
|-------------------------------------|---|
| 松江地方法務局、支局(4) | 4 |
|-------------------------------------|---|

| | |
|--|---|
| 広島出入国在留管理局 松江出張所 | 6 |
|--|---|

| | |
|-------------------------------|---|
| 松江保護観察所 | 7 |
|-------------------------------|---|

| | |
|-----------------------------|---|
| 松江刑務所 | 8 |
|-----------------------------|---|

| | |
|---------------------------------------|---|
| 島根あさひ社会復帰促進センター | 9 |
|---------------------------------------|---|

| | |
|-------------------------------|----|
| 松江少年鑑別所 | 10 |
|-------------------------------|----|

[検察庁]

| | |
|------------------------------------|----|
| 広島高等検察庁 松江支部 | 11 |
|------------------------------------|----|

| | |
|---|----|
| 松江地方検察庁、支部(4)、区検察庁(7) | 12 |
|---|----|

財務省

| | |
|-------------------------------------|----|
| 中国財務局 松江財務事務所 | 14 |
|-------------------------------------|----|

| | |
|---------------------------------------|----|
| 神戸税関 境税関支署西郷監視署 | 16 |
|---------------------------------------|----|

| | |
|------------------------------|----|
| 浜田税関支署 | 17 |
|------------------------------|----|

[国税庁]

| | |
|---------------------------------------|----|
| 広島国税局 松江税務署他(6) | 18 |
|---------------------------------------|----|

厚生労働省

| | |
|-------------------------------------|----|
| 中国四国厚生局 島根事務所 | 20 |
|-------------------------------------|----|

| | |
|---|----|
| 島根労働局、労働基準監督署(4)、公共職業安定所(6) | 21 |
|---|----|

| | |
|-----------------------------------|----|
| 広島検疫所 浜田出張所 | 25 |
|-----------------------------------|----|

農林水産省

| | |
|--|----|
| 中国四国農政局 地方参事官（島根県担当） | 26 |
|--|----|

| | |
|------------------------------------|----|
| 宍道湖西岸農地整備事業所 | 26 |
|------------------------------------|----|

[林野庁]

| | |
|--|----|
| 近畿中国森林管理局 島根森林管理署、森林事務所(9)、日原治山事業所 | 28 |
|--|----|

国土交通省

[中国地方整備局 浜田河川国道事務所、出張所\(5\)](#) 3 0

[出雲河川事務所、出張所等\(5\)](#)

[松江国道事務所、維持出張所等\(3\)](#)

[境港湾・空港整備事務所浜田港出張所](#)

[中国運輸局 島根運輸支局](#) 3 4

[大阪航空局 出雲空港出張所](#) 3 7

[気象庁]

[大阪管区气象台 松江地方气象台](#) 3 8

[海上保安庁]

[第八管区海上保安本部 境海上保安部隠岐海上保安署](#) 3 9

[浜田海上保安部](#) 4 0

環境省

[中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所](#)
[隠岐管理官事務所、松江管理官事務所](#) 4 1

[原子力規制委員会]

[島根原子力規制事務所](#) 4 2

防衛省

陸上自衛隊

[中部方面隊第13旅団第13偵察戦闘大隊](#) 4 3

[第4施設団第304施設隊](#) 4 3

航空自衛隊

[航空総隊西部航空方面隊西部航空警戒管制団第7警戒隊](#) 4 5

[陸・海・空自衛隊の共同機関]

[自衛隊島根地方協力本部、出張所等\(8\)](#) 4 6

《独立行政法人》

(法務省所管)

[日本司法支援センター 島根地方事務所](#) 4 8

(文部科学省所管)

[独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立三瓶青少年交流の家](#) 5 0

[独立行政法人国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校](#) 5 1

(厚生労働省所管)

[独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部](#) 5 2

[島根障害者職業センター](#) 5 3

[島根職業能力開発促進センター](#) 5 4

[中国職業能力開発大学校附属島根職業能力開発短期大学校](#) 5 5

[独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター](#) 5 6

| | |
|---|-----|
| 独立行政法人国立病院機構 松江医療センター | 5 7 |
| 浜田医療センター | 5 8 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院 | 5 9 |
| (農林水産省所管) | |
| 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 | |
| 西日本農業研究センター周年放牧研究領域 | 6 1 |
| 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 | |
| 森林整備センター中国四国整備局松江水源林整備事務所 | 6 2 |
| (経済産業省所管) | |
| 独立行政法人日本貿易振興機構 島根貿易情報センター | 6 3 |
| (国土交通省所管) | |
| 独立行政法人 自動車技術総合機構 中国検査部島根事務所 | 6 4 |
| 独立行政法人 自動車事故対策機構 島根支所 | 6 5 |
| 《国立大学法人》 | |
| 国立大学法人 島根大学 | 6 6 |
| 《特殊法人等》 | |
| (総務省所管) | |
| 西日本電信電話株式会社 島根支店 | 6 9 |
| 日本放送協会 松江放送局、浜田支局 | 7 2 |
| (総務省、文部科学省所管) | |
| 放送大学学園 島根学習センター | 7 4 |
| (財務省所管) | |
| 日本たばこ産業株式会社 島根支社 | 7 5 |
| 株式会社日本政策投資銀行 松江事務所 | 7 6 |
| (財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管) | |
| 株式会社日本政策金融公庫 松江支店、浜田支店 | 7 7 |
| (厚生労働省所管) | |
| 日本年金機構 | 7 9 |
| 全国健康保険協会 島根支部 | 8 0 |
| (経済産業省所管) | |
| 株式会社商工組合中央金庫 松江支店、浜田営業所 | 8 2 |
| (国土交通省所管) | |
| 西日本高速道路株式会社 中国支社松江高速道路事務所 | 8 3 |

[警察庁（中国四国管区警察局）]
島根県情報通信部 〒690-8510 松江市殿町 8 番地 1（島根県警察本部内）
TEL (0852) 26-0110
(中国四国管区警察局ホームページアドレス) <https://www.chugokushikoku.npa.go.jp/>

<設置根拠>

警察法施行規則第 142 条
府県情報通信部等の位置及び内部組織に関する規則（国家公安委員会規則）

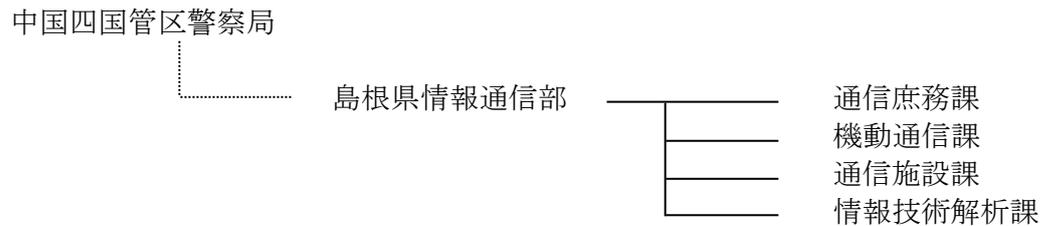
<所掌事務>

管区警察局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務

<管轄区域>

島根県

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 TEL (082) 228-6411

<相談・案内窓口>

中国四国管区警察局総務監察・広域調整部警務課 TEL (082) 228-6411

<相談・案内窓口>

- 総務省行政相談センター きくみみ島根（国の行政に関する相談窓口）
行政苦情110番 TEL(0570)090110（全国共通）
TEL(0852)24-1100
FAX(0852)21-2444

（ホームページアドレス） https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/shimane/soudan_madoguchi.html

- 情報公開・行政手続制度案内所 TEL(0852)21-3680

（ホームページアドレス） <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/shimane/koukai.html>

- 政策評価情報の所在案内窓口 TEL(0852)21-3680

（ホームページアドレス） <https://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku/shimane/hyouka.html>

法 務 省

| | | |
|----------------|-----------|---|
| 松江地方法務局 | 〒690-0001 | 松江市東朝日町 192-3 TEL (0852) 32-4200 |
| (ホームページアドレス) | | https://houmukyoku.moj.go.jp/matsue/index.html |
| 出雲支局 | 〒693-0028 | 出雲市塩冶善行町 13-3 TEL (0853) 20-7732 |
| 浜田支局 | 〒697-0026 | 浜田市田町 116-1 TEL (0855) 22-0959 |
| 益田支局 | 〒698-0027 | 益田市あけぼの東町 4-6 TEL (0856) 22-0429 |
| 西郷支局 | 〒685-0016 | 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 TEL (08512) 2-0240 |

<設置根拠>

地方法務局 法務省設置法第15条、第18条、法務省組織令第64条
支局 法務省設置法第19条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第1条及び第3条

<所掌事務>

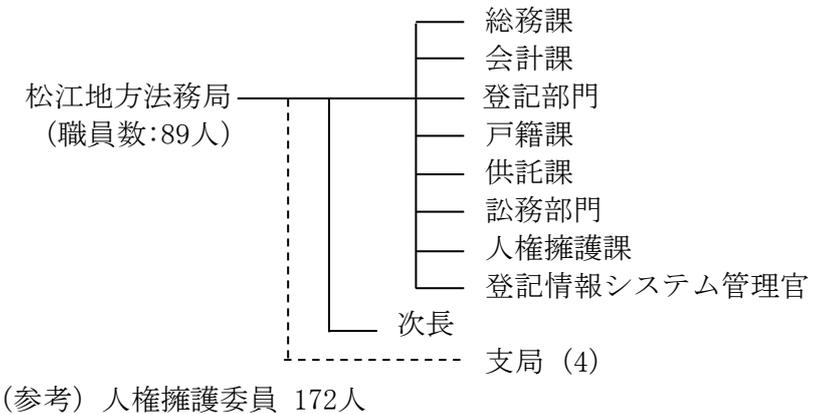
地方法務局
不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ）
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
電子認証、供託、遺言書保管、国籍、訟務、人権、法定相続情報証明、
相続土地国庫帰属審査

支局
不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）
動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）
電子認証、供託、遺言書保管、国籍（ただし、益田支局においては、帰化事務を除く）、
人権、法定相続情報証明

<管轄区域>

地方法務局 島根県
支局 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則別表に定める区域

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

松江地方法務局総務課庶務係 TEL (0852) 32-4200

<相談・案内窓口>

- みんなの人権110番
松江地方法務局 TEL 0570-003-110 (全国共通)
出雲支局 TEL (0852) 32-4260 (常設相談及びPHS、IP電話の方)
浜田支局 TEL (0853) 20-7732 (常設相談及びPHS、IP電話の方)
益田支局 TEL (0855) 22-0959 (常設相談及びPHS、IP電話の方)
西郷支局 TEL (0856) 22-0429 (常設相談及びPHS、IP電話の方)
TEL (08512) 2-0240 (常設相談及びPHS、IP電話の方)

- 女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810 (全国共通)
TEL (0852) 26-8869 (PHS、IP電話の方)

- 子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
TEL (0852) 26-7867 (有料、IP電話の方)

- 外国語人権相談ダイヤル TEL 0570-090911 (全国共通)

- インターネット人権相談受付窓口
(ホームページアドレス) <https://www.jinken.go.jp/>

- 松江地方法務局に対するご意見・ご要望
(ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/houmukyokumail/iken.php?id=033>

<電子申請・届出窓口>

- 登記・供託オンライン申請システム
(ホームページアドレス) <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

(広島出入国在留管理局)

松江出張所 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 4階

TEL (0852) 21-3834

(出入国在留管理庁ホームページアドレス) <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

<設置根拠>

法務省設置法第33条、地方出入国在留管理局組織規則第20条

<所掌事務>

出入国の管理に関する事務、外国人の在留に関する事務、外国人の退去強制に関する事務の一部、難民の認定に関する事務の一部、外国人の受入れ環境の整備に関する事務

<管轄区域>

出入国審査 島根県の海岸(東部の海岸の一部及び島嶼部を除く。)、出雲空港、石見空港
在留審査 島根県、鳥取県

<組織>

広島出入国在留管理局 ―――― 松江出張所

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島出入国在留管理局総務課 TEL (082) 221-4411

<相談・案内窓口>

- 広島出入国在留管理局総務課 TEL (082) 221-4411
- 松江出張所 TEL (0852) 21-3834
- 外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL 0570-013904
TEL (03) 5796-7112 (IP電話、PHS、海外から)

[目次へ戻る](#)

松江刑務所

〒690-8554 松江市西川津町 67

TEL (0852) 23-2222

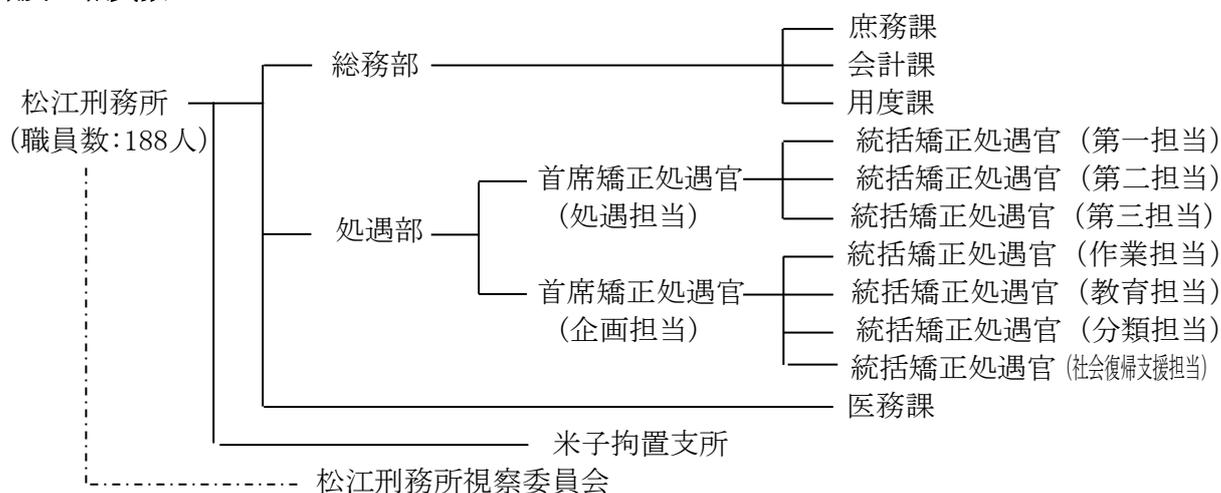
<設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

<所掌事務>

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者及び刑事訴訟法の規定により勾留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL (082) 223-8161

<相談・案内窓口>

松江刑務所総務部庶務課

TEL (0852) 23-2222

[目次へ戻る](#)

島根あさひ社会復帰促進センター

〒697-0492 浜田市旭町丸原 380-15

TEL (0855) 45-8171

(ホームページアドレス) <http://www.shimaneasahi-rpc.go.jp/>

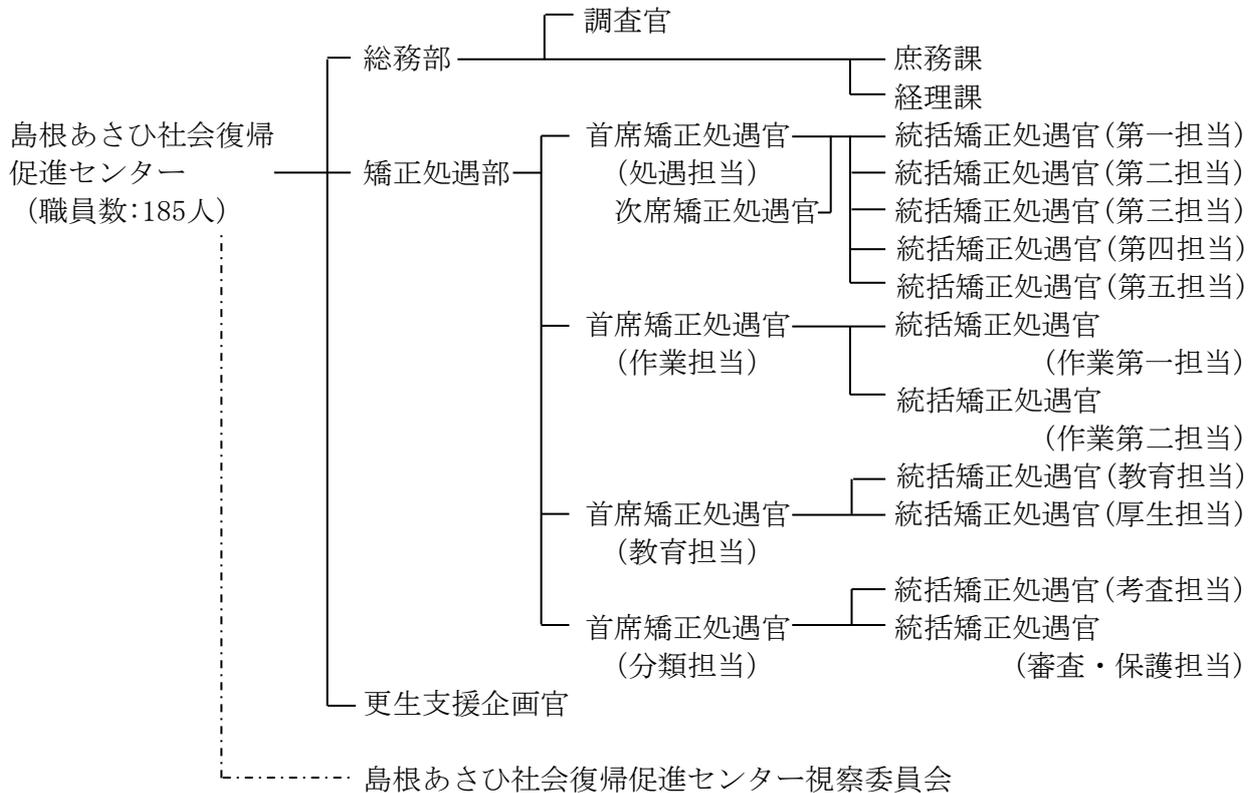
<設置根拠>

法務省設置法第8条、第9条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

<所掌事務>

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者及び刑事訴訟法の規定により勾留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL (082) 223-8161

<相談・案内窓口>

島根あさひ社会復帰促進センター
総務部庶務課

TEL (0855) 45-8171

[目次へ戻る](#)

松江少年鑑別所

〒690-0873 松江市内中原町 195

TEL (0852)21-3154

<設置根拠>

法務省設置法第8条、第11条、少年院及び少年鑑別所組織規則、少年鑑別所法第7条

<所掌事務>

- ・ 少年鑑別所法第17条第1項又は第18条第1項の規定による鑑別の対象となる者の鑑別を行う
- ・ 少年法第17条第1項第2号の観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行う
- ・ 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行う

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島矯正管区総務課

TEL (082)223-8161

<相談・案内窓口>

松江少年鑑別所庶務課

TEL (0852)21-3154

[目次へ戻る](#)

[検察庁]

広島高等検察庁松江支部

〒690-0886 松江市母衣町 50 松江法務総合庁舎
TEL (0852) 32-6724

<設置根拠>

検察庁法第2条

最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令第2条

検察庁法第2条第4項の規定による各高等裁判所支部に対応して各高等検察庁支部を設置する庁令

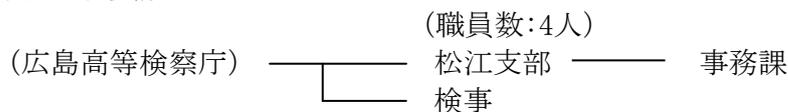
<所掌事務>

- (1) 刑事事件の控訴・抗告事件の公判等の遂行に関する事項、令状の執行、死刑及び懲役・禁錮刑の執行指揮、罰金等の徴収金の執行など
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

<管轄区域>

島根県、鳥取県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

広島高等検察庁総務部企画調査課

TEL (082) 221-2706

<相談・案内窓口>

広島高等検察庁松江支部事務課

TEL (0852) 32-6724

[目次へ戻る](#)

[検察庁]

松江地方検察庁 〒690-0886 松江市母衣町 50 番地 松江法務総合庁舎
TEL (0852) 32-6700

(ホームページアドレス) <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/matsue/index.html>

地方検察庁支部

出雲支部 〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13 番地 3
TEL (0853) 21-0282

浜田支部 〒697-0026 浜田市田町 116 番地 1
TEL (0855) 22-0376

益田支部 〒698-0021 益田市幸町 6 番 57
TEL (0856) 22-0428

西郷支部 (松江地方検察庁内)

区検察庁

松江区検察庁 〒690-0886 松江市母衣町 50 番地 松江法務総合庁舎
TEL (0852) 32-6700

雲南区検察庁 〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13 番地 3
TEL (0853) 21-0282

浜田区検察庁 〒697-0026 浜田市田町 116 番地 1
TEL (0855) 22-0376

川本区検察庁 (松江地方検察庁浜田支部内)

益田区検察庁 〒698-0021 益田市幸町 6 番 57
TEL (0856) 22-0428

西郷区検察庁 (松江地方検察庁内)

<設置根拠>

検察庁法第2条

<所掌事務>

地方検察庁（支部を含む。）

- (1) 地方裁判所及び家庭裁判所の管轄に属する刑事事件の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判の遂行に関する事項、少年の刑事事件を家庭裁判所に送致する事項、懲役・禁錮及び罰金等徴収金の執行に関する事項等
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

区検察庁

- (1) 簡易裁判所の管轄に属する刑事事件（比較的軽微なもの）の捜査、起訴・不起訴の決定及び公判遂行に関する事項、懲役及び罰金等徴収金の執行に関する事項等
- (2) 公益の代表者として法令に定められた事項に関する職務の遂行

[目次へ戻る](#)

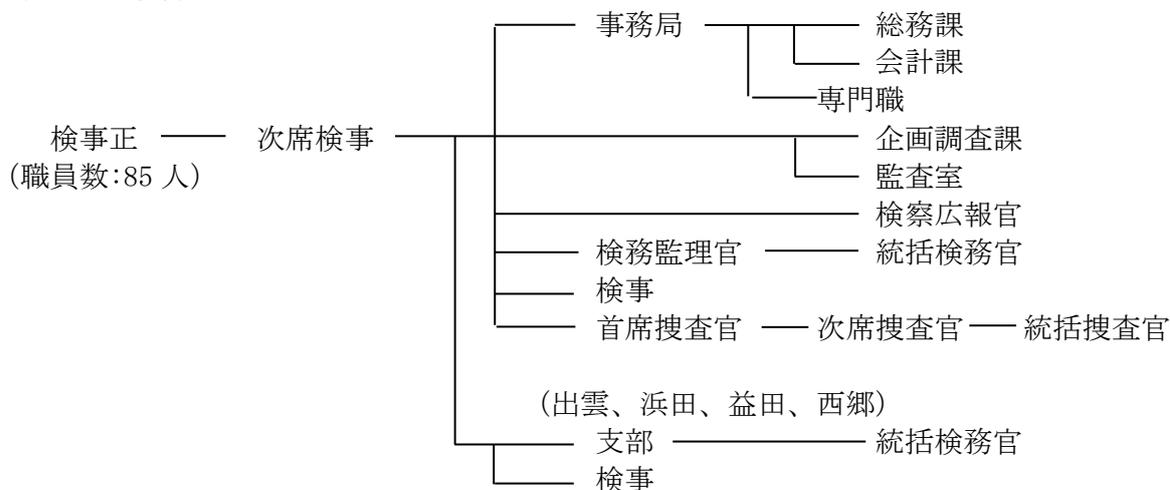
<管轄区域>

地方検察庁 島根県

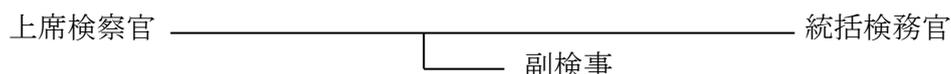
地方検察庁支部及び区検察庁については下表のとおり

| 本庁・支部 | 区検察庁 | 管轄区域 |
|-------|------|-------------|
| (本庁) | 松江 | 松江市、安来市 |
| | 雲南 | 雲南市、仁多郡、飯石郡 |
| 出雲支部 | 出雲 | 出雲市、大田市 |
| 浜田支部 | 浜田 | 浜田市、江津市 |
| | 川本 | 邑智郡 |
| 益田支部 | 益田 | 益田市、鹿足郡 |
| 西郷支部 | 西郷 | 隠岐郡 |

<組織及び職員数>



区検察庁（松江、雲南、出雲、浜田、川本、益田、西郷）



<情報公開・個人情報保護窓口>

松江地方検察庁企画調査課

TEL (0852) 32-6700

<相談・案内窓口>

○ 被害者ホットライン

TEL (0852) 32-6701

(中国財務局)

松江財務事務所 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎

TEL (0852) 21-5231

(ホームページアドレス) <http://chugoku.mof.go.jp/matsue/>

<設置根拠>

財務事務所 財務省設置法第15条第1項、財務省組織令第83条

<所掌事務>

- (1) 国の予算、決算及び会計に関する事務処理の統一に関すること
- (2) 国の予算の作成に関する地方情勢その他の調査に関すること
- (3) 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入及び歳出に係る調査に関すること
- (4) 企業の経理の実態に関する統計を作成すること
- (5) 国債に関すること
- (6) たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること
- (7) 財政融資資金の運用並びに融通先についての調査及び実地監査に関すること
- (8) 国内資金運用の調整に関すること
- (9) 地方債に関すること
- (10) 地方経済に関する調査並びに資料及び情報の収集に関すること
- (11) 地方経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること
- (12) 国有財産の総括に関すること
- (13) 普通財産の管理及び処分に関すること
- (14) 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第5条に規定する特定国有財産整備計画に関すること
- (15) 国家公務員の宿舎の設置（合同宿舎については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舎の管理に関する事務の総括に関すること
- (16) 次に掲げる者の監督に関すること
 - イ 金融機関
 - ロ 銀行持株会社
 - ハ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業又は水産業協同組合法第106条第2項に規定する特定信用事業代理業を行う者
 - ニ 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業又は信用協同組合電子決済等取扱業を行う者
 - ホ 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第92条の5の2第2項に規定する特定信用事業電子決済等代行業又は水産業協同組合法第110条第2項に規定する特定信用事業電子決済等代行業を営む者
 - ヘ 少額短期保険持株会社
 - ト 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人
 - チ 金融商品取引業を行う者
 - リ 投資法人
 - ヌ 高速取引行為者
 - ル 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第50条の2第1項の登録を受けた者

[目次へ戻る](#)

ヲ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関
ワ 特定金融会社等

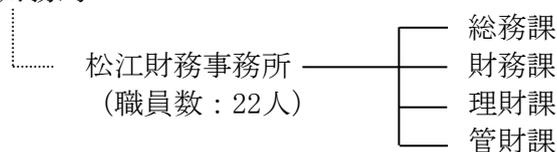
カ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
ヨ 前払式支払手段発行者
タ 資金移動業を営む者
レ 電子決済手段等取引業を行う者
ソ 暗号資産交換業を行う者
ツ 認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する者をいう。）
ネ 金融サービス仲介業を行う者

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

中国財務局



<情報公開・個人情報保護窓口>

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/jouhoukoukai/soumu/madoguchi.htm>

<各種相談・情報受付窓口>

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/chugoku/koho/kakushumadoguchi.htm>

<電子申請・届出窓口>

(ホームページアドレス) <https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>

金融庁電子申請システム（財務事務所における行政手続きのうち、金融・証券等に関する一部の申請や届出に限る。）

[目次へ戻る](#)

(神戸税関)

(境税関支署)

西郷監視署

〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 隠岐の島地方合同庁舎

TEL (08512)3-0210

(神戸税関ホームページアドレス) <http://www.customs.go.jp/kobe/index.htm>

<設置根拠>

財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第3項

<所掌事務>

関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する事務

<監視区域>

島根県のうち隠岐郡

(参考) 島根県のうち

松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡、飯石郡及び隠岐郡は、神戸税関境税関支署の管轄

浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡及び鹿足郡は、神戸税関浜田税関支署の管轄

<組織>

神戸税関

└──────────┬──────────┬──────────┘
境税関支署 西郷監視署

<情報公開・個人情報保護窓口>

境税関支署総務課

TEL (0859)42-2228

<相談・案内窓口>

○ 境税関支署総務課

TEL (0859)42-2228

○ 密輸ダイヤル

TEL 0120-461-961 (24時間受付)

[目次へ戻る](#)

[国税庁（広島国税局）]

| | | | |
|---------|-----------|-----------------|----------------------------------|
| 松江税務署 | 〒690-8505 | 松江市向島町 134-10 | 松江地方合同庁舎 TEL (0852) 21-7711 |
| 浜田税務署 | 〒697-8686 | 浜田市殿町 1177 | TEL (0855) 22-0360 |
| 出雲税務署 | 〒693-8686 | 出雲市塩冶善行町 13-3 | 出雲地方合同庁舎 TEL (0853) 21-0440 |
| 益田税務署 | 〒698-8651 | 益田市元町 12-11 | TEL (0856) 22-0444 |
| 石見大田税務署 | 〒694-8501 | 大田市大田町大田イ 289-2 | TEL (0854) 82-0980 |
| 大東税務署 | 〒699-1221 | 雲南市大東町飯田 86-7 | TEL (0854) 43-2360 |
| 西郷税務署 | 〒685-8666 | 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 | 隠岐の島地方合同庁舎 TEL (08512) 2-0350 |

(広島国税局ホームページアドレス)

<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

<設置根拠>

財務省設置法第24条、財務省組織規則第544条及び別表第九

<所掌事務>

国税の賦課徴収に関する事務等

<管轄区域>

管轄区域の概略（詳細は財務省組織規則別表第九（第544条関係）参照）

| | |
|---------|-------------|
| 松江税務署 | 松江市、安来市 |
| 浜田税務署 | 浜田市、江津市、邑智郡 |
| 出雲税務署 | 出雲市 |
| 益田税務署 | 益田市、鹿足郡 |
| 石見大田税務署 | 大田市 |
| 大東税務署 | 雲南市、仁多郡、飯石郡 |
| 西郷税務署 | 隠岐郡 |

<組織>

| | |
|-----|---------|
| 税務署 | 総務課 |
| | 税務広報広聴官 |
| | 管理運営部門 |
| | 徴収部門 |
| | 個人課税部門 |
| | 資産課税部門 |
| | 法人課税部門 |
| | 酒類指導官 |

(注) 税務署の規模により部門の種類や部門数が異なる。

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

<国税局>

広島国税局総務課（情報公開室） TEL（082）221-9211（代表）

<税務署>

各税務署総務課

<相談・案内窓口>

[一般的な税務相談]

- タックスアンサー（国税庁ホームページ）
（ホームページアドレス）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>
- チャットボット（国税庁ホームページ）
（ホームページアドレス）
<https://www.chat.nta.go.jp/>
- 電話相談センター（広島国税局総括税務相談官）
最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「1」を選択

[個別的な税務相談]

- 最寄りの税務署
最寄りの税務署に電話をかけ、音声案内に従って「2」を選択

<電子申請・届出窓口>

- 国税電子申告・納税システム（e-Tax）
（ホームページアドレス） <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

<モニター制度窓口>

広島国税局国税広報広聴室 TEL（082）221-9211（代表）

(中国四国厚生局)

島根事務所 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 6階
TEL (0852) 61-0108

(ホームページアドレス)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/gyomu/bu_ka/shimane/index.html

<設置根拠>

厚生労働省設置法第17条、第18条、厚生労働省組織令第152条
厚生労働省組織規則第735条の2

<所掌事務>

- (1) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査
- (2) 保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録並びに指定訪問看護事業者の指定
- (3) 基本診療料及び特掲診療料の施設基準等及び入院時食事療養費等に関する届出等
- (4) 健康保険事業、全国健康保険協会が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督
- (5) 柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結・登録事務等
- (6) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任契約の締結・登録事務等
- (7) 中国地方社会保険医療協議会島根部会の運営

<管轄区域>

島根県

<組織>

中国四国厚生局長 —— 指導総括管理官 島根事務所

- └── 審査課
- └── 指導課

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国厚生局総務課 TEL (082) 223-8181

<相談・案内窓口>

島根事務所 TEL (0852) 61-0108

島根労働局 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階

総務部 総務課 TEL (0852) 20-7001

労働保険徴収室 TEL (0852) 20-7010

労働基準部 監督課 TEL (0852) 31-1156

健康安全課 TEL (0852) 31-1157

賃金室 TEL (0852) 31-1158

労災補償課 TEL (0852) 31-1159

〃 分室 TEL (0852) 60-0855

(合同庁舎 4 階)

職業安定部 職業安定課 TEL (0852) 20-7016

職業対策課 TEL (0852) 20-7020

訓練課 TEL (0852) 20-7028

助成金相談センター TEL (0852) 20-7029

(合同庁舎 4 階)

雇用保険電子申請 TEL (0852) 20-7030

事務センター (合同庁舎 4 階)

雇用環境・均等室 TEL (0852) 20-7007

TEL (0852) 31-1161

(ホームページアドレス) <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/>

松江労働基準監督署 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階
TEL (0852) 31-1165

隠岐の島駐在事務所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55
隠岐の島地方合同庁舎 1 階
TEL (08512) 2-0195

出雲労働基準監督署 〒693-0028 出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階
TEL (0853) 21-1240

浜田労働基準監督署 〒697-0026 浜田市田町 116-9
TEL (0855) 22-1840

益田労働基準監督署 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 3 階
TEL (0856) 22-2351

松江公共職業安定所 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階
TEL (0852) 22-8609

隠岐の島出張所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55
隠岐の島地方合同庁舎 1 階
TEL (08512) 2-0161

安来出張所 〒692-0011 安来市安来町 903-1
TEL (0854) 22-2545

浜田公共職業安定所 〒697-0027 浜田市殿町 21-6
TEL (0855) 22-8609

川本出張所 〒696-0001 邑智郡川本町川本 301-2 川本地方合同庁舎 1 階
TEL (0855) 72-0385

出雲公共職業安定所 〒693-0023 出雲市塩冶有原町 1-59
TEL (0853) 21-8609

益田公共職業安定所 〒698-0027 益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎 1 階
TEL (0856) 22-8609

雲南公共職業安定所 〒699-1311 雲南市木次町里方 514-2
TEL (0854) 42-0751

[目次へ戻る](#)

石見大田公共職業安定所 〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1
TEL (0854) 82-8609

(公共職業安定所付属施設)

駅前しごとプラザ松江 〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階
TEL (0852) 28-8700

(併設)

松江新卒応援ハローワーク TEL (0852) 28-8609

マザーズコーナー TEL (0852) 20-2949

松江市福祉就労支援コーナー

ハローワークプラス 〒690-8540 松江市末次町 86 松江市役所本館西棟 2階
TEL (0852) 20-7557

(令和5年7月3日より)

ワークステーション江津 〒695-0011 江津市江津町 1518-1 パレットごうつ 2階
TEL (0855) 54-0952

マザーズコーナー出雲 〒693-0001 出雲市今市町 2065 パルメイト出雲 2階
TEL (0853) 24-8044

<設置根拠>

| | |
|------------|-----------------|
| 労働局 | 厚生労働省設置法第17条 |
| 労働基準監督署 | 厚生労働省設置法第22条第1項 |
| 公共職業安定所 | 厚生労働省設置法第23条第1項 |
| 公共職業安定所出張所 | 厚生労働省設置法第24条第1項 |

<所掌事務>

労働局

一般労働条件の確保・改善対策、労働時間短縮促進対策、労働災害防止対策、労働者の健康確保対策、快適な職場づくり対策、最低賃金制度の適正な運営、退職金制度の改善援助、勤労者福祉対策、家内労働者の労働条件確保対策、労働保険の適用促進・労働保険料等の徴収、労災保険の給付に関する事、被災労働者の早期社会復帰対策、労働力需給調整に関する事、職業紹介及び職業指導に関する事、高齢者・障害者等の雇用対策・雇用管理、雇用保険事業に関する事、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、職業生活と家庭生活の両立推進対策、パートタイム労働対策、在宅就業対策、個別労働紛争解決制度の運営、情報公開に関する事

労働基準監督署

労働条件の履行確保に係る監督指導、労働安全（鉱山における保安を除く。）・労働衛生に係る監督指導、司法事件処理、労働保険の適用徴収、被災労働者のための労災保険給付

公共職業安定所

職業相談、職業指導、職業紹介（日雇港湾労働者の職業紹介を除く。）、雇用管理指導、雇用情報提供、各種助成措置等及び雇用保険の適用・給付等

[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

労働局 島根県
労働基準監督署

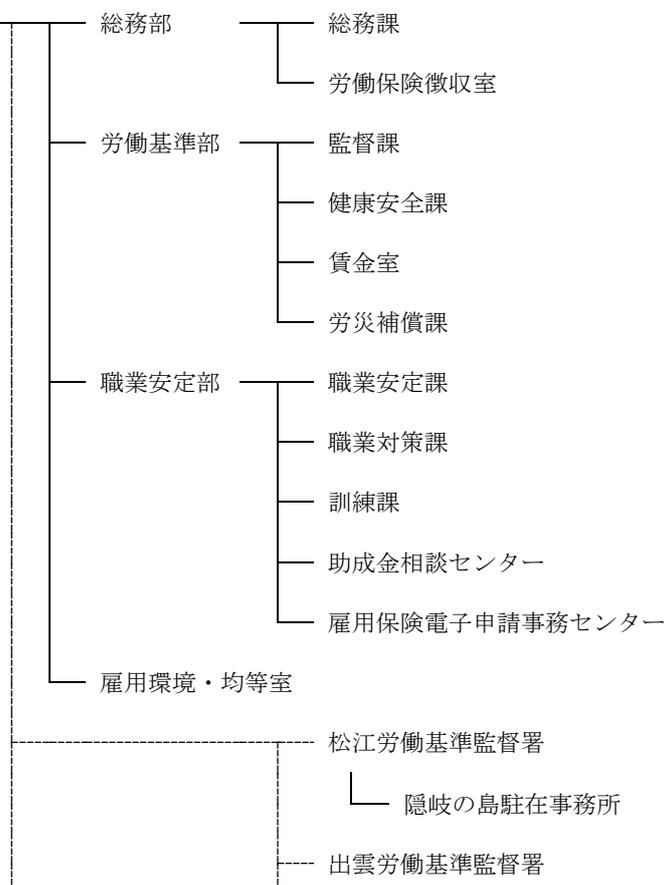
| 署名 | 管轄区域 |
|-----------|-----------------------------------|
| 松江労働基準監督署 | 松江市、安来市、雲南市のうち大東町・加茂町・木次町、仁多郡、隠岐郡 |
| 出雲労働基準監督署 | 出雲市、大田市、雲南市のうち三刀屋町・吉田町・掛合町、飯石郡 |
| 浜田労働基準監督署 | 浜田市、江津市、邑智郡 |
| 益田労働基準監督署 | 益田市、鹿足郡 |

公共職業安定所

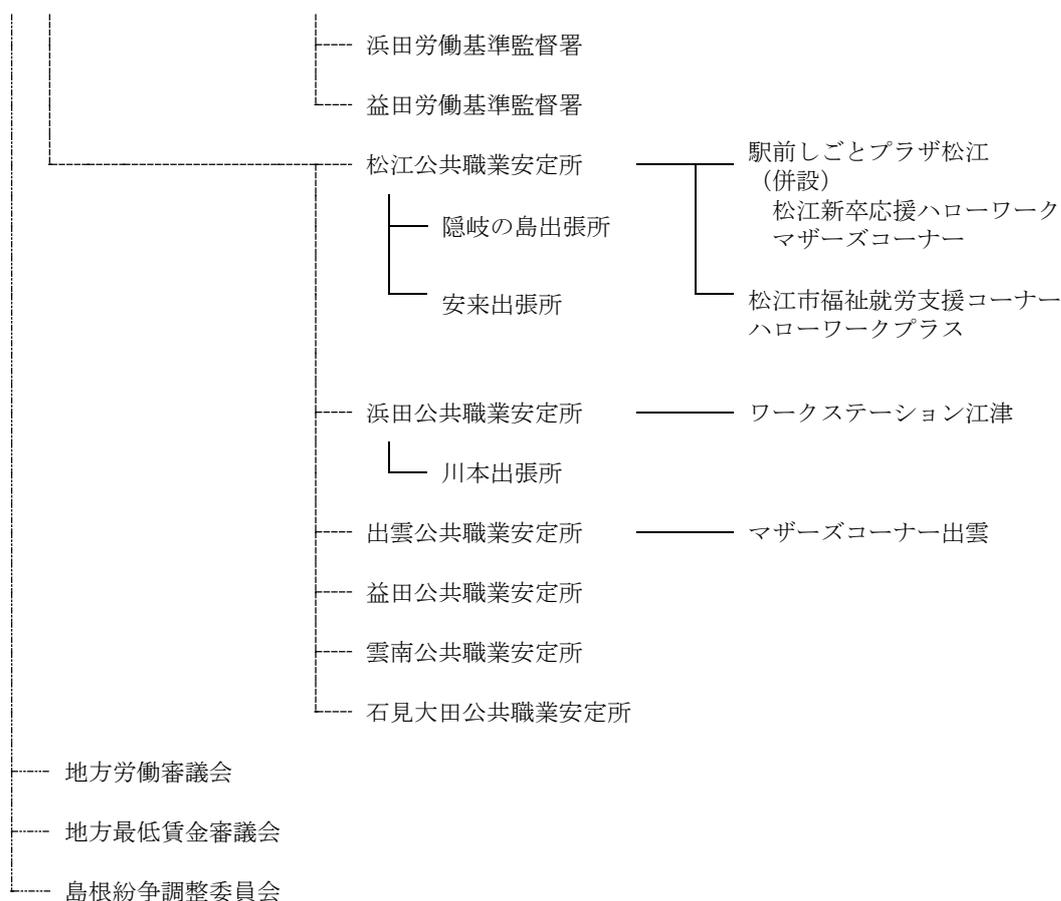
| 所名 | 管轄区域 |
|-------------|------------------|
| 松江公共職業安定所 | 松江市 |
| 隠岐の島出張所 | 隠岐郡 |
| 安来出張所 | 安来市 |
| 浜田公共職業安定所 | 浜田市、江津市（桜江町を除く。） |
| 川本出張所 | 邑智郡、江津市桜江町 |
| 出雲公共職業安定所 | 出雲市 |
| 益田公共職業安定所 | 益田市、鹿足郡 |
| 雲南公共職業安定所 | 雲南市、仁多郡、飯石郡 |
| 石見大田公共職業安定所 | 大田市 |

<組織及び職員数>

島根
労働局
(職員数：550人)



[目次へ戻る](#)



<情報公開・個人情報保護窓口>

島根労働局総務部総務課

TEL (0852)20-7001

<相談・案内窓口>

- 総合労働相談
 - ・ 島根労働局総合労働相談コーナー TEL (0852)20-7009
 - ・ 松江総合労働相談コーナー TEL (0852)40-2939
 - ・ 出雲総合労働相談コーナー TEL (0853)21-1240
 - ・ 浜田総合労働相談コーナー TEL (0855)22-1840
 - ・ 益田総合労働相談コーナー TEL (0856)22-2351
- 労働者派遣法に関する相談
 - ・ 島根労働局職業安定部職業安定課 TEL (0852)20-7017
- 大学生等の採用内定取り消しに関する相談
 - ・ 松江新卒応援ハローワーク TEL (0852)28-8609
- 障害者、外国人差別及び公正採用選考に関する相談
 - ・ 最寄りの公共職業安定所・出張所へ
- 男女雇用機会均等、育児・介護休業、パートタイム労働に関する相談
 - ・ 島根労働局雇用環境・均等室 TEL (0852)31-1161

<電子申請・届出窓口>

- 申請・届出等の手続案内
(ホームページアドレス) https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/

<モニター制度窓口>

- 厚生労働行政モニター
(ホームページアドレス) https://www.mhlw.go.jp/houdou_kouhou/sanka/gyousei_monitor/

[目次へ戻る](#)

(広島検疫所)

浜田出張所 〒697-0063 島根県浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎 2階

TEL (082) 251-4785 (広島検疫所へ連絡)

(広島検疫所ホームページアドレス) <https://www.forth.go.jp/keneki/hiroshima/>

<設置根拠>

厚生労働省組織規則第118条

<所掌事務>

- (1) 国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止
- (2) 船舶及び港湾の衛生状態の調査

<管轄区域>

(受持検疫港)

浜田出張所 浜田港

<組織及び職員数>

(広島検疫所)

┌
└..... 浜田出張所(非常駐:必要に応じて広島検疫所職員が対応)

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島検疫所総務課

TEL (082) 251-4785

<相談・案内窓口>

広島検疫所総務課

TEL (082) 251-4785

[目次へ戻る](#)

(中国四国農政局)

地方参事官 (島根県担当)

〒690-0001 松江市東朝日町 192

TEL (0852) 24-7311

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/shimane/index.html>

宍道湖西岸農地整備事業所

〒691-0001 出雲市平田町 2112-1

TEL (0853) 25-8252

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/kj/sinjiko/index.html>

<設置根拠>

地方参事官 (島根県担当) 農林水産省組織規則第158条

宍道湖西岸農地整備事業所 農林水産省設置法第19条、農林水産省組織規則第286条

<所掌事務>

地方参事官 (島根県担当)

島根県における重要事項に関する業務

- (1) 現場と農政を結ぶ業務
- (2) 広域監視業務
- (3) 経営所得安定対策業務
- (4) 6次産業化等関連業務
- (5) 統計関連業務

宍道湖西岸農地整備事業所

国営宍道湖西岸農地整備事業の実施に関する事務

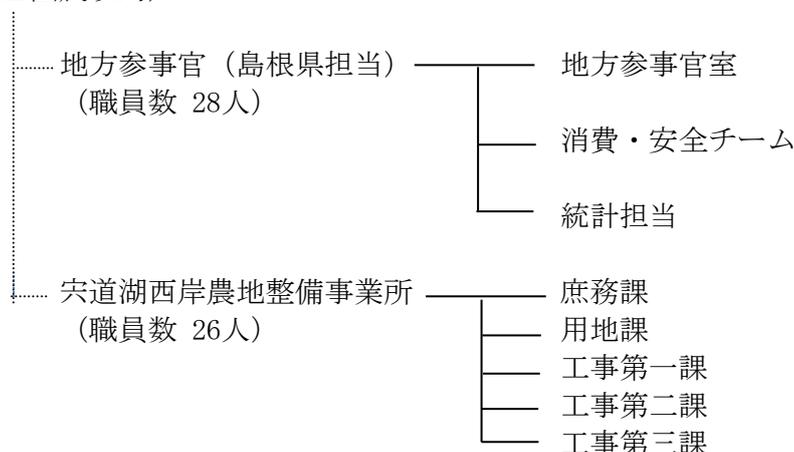
<管轄区域>

地方参事官 (島根県担当) 島根県

宍道湖西岸農地整備事業所 出雲市

<組織、職員数>

(中国四国農政局)



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国農政局 総務課

TEL (086)224-4511

<相談・案内窓口>

地方参事官ホットライン

TEL (0852)24-7311

※ その他、消費者、生産者、事業者等を対象として、分野ごとに相談窓口が設置されています。

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/iken/index.html>

[林野庁]

(近畿中国森林管理局)

島根森林管理署 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 6階
TEL (0852) 24-5452

(ホームページアドレス) <http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/simane/index.html>

横田森林事務所 (松江・横田担当区) 〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田 1049-7
TEL (0854) 52-0168

木次森林事務所 (木次担当区) 〒699-1334 雲南市木次町新市 66
TEL (0854) 42-0357

大田森林事務所 (大田担当区) 〒694-0064 大田市大田町大田イ 332-5
TEL (0854) 82-0408

川本森林事務所 (川本担当区) 〒696-0001 邑智郡川本町大字川本 471-5
TEL (0855) 72-0297

浜田森林事務所 (浜田担当区) 〒697-0026 浜田市田町 116-8
TEL (0855) 22-0664

邑智森林事務所 (邑智・大和担当区) 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵 268-4
TEL (0855) 75-0176

日原森林事務所 (益田・日原担当区) 〒699-5207 鹿足郡津和野町枕瀬 218-1
TEL (0856) 74-0221

柿木森林事務所 (柿木担当区) 〒699-5301 鹿足郡吉賀町柿木村柿木 765-5
TEL (0856) 79-2814

六日市森林事務所 (六日市担当区) 〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市 374
TEL (0856) 77-0005

日原治山事業所 〒699-5207 鹿足郡津和野町枕瀬 218-1
TEL (0856) 74-0222

<設置根拠>

農林水産省設置法第28条第1項、農林水産省組織規則第505条第1項

<所掌事務>

- (1) 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと
- (2) 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと
- (3) 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと
- (4) 国有林野を活用すること
- (5) 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと
- (6) 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと
- (7) 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること
- (8) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと
- (9) 森林治水事業を実施すること
- (10) 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること

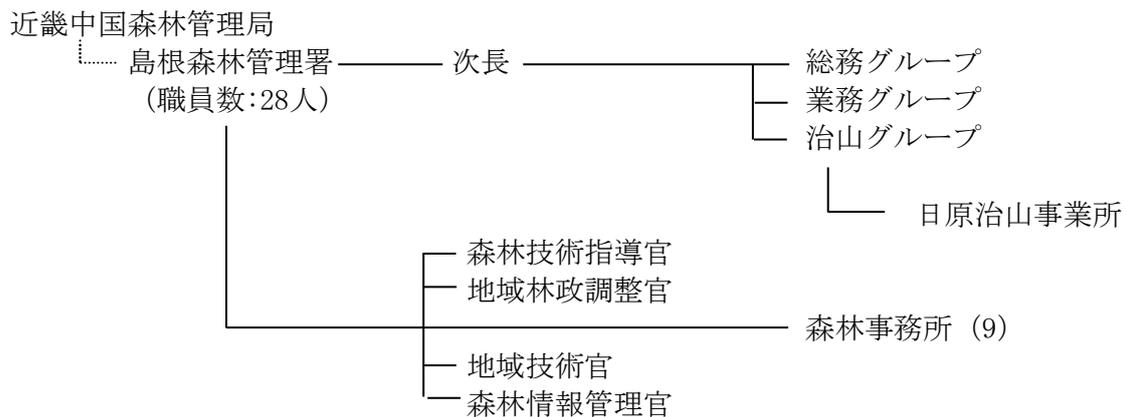
<管轄区域>

| 事務所等名 | 管轄区域 (国有林、官行造林地所在市町村名) |
|---------|-----------------------------|
| 島根森林管理署 | 島根県 |
| 横田森林事務所 | 松江市、安来市、出雲市、隠岐の島町、西ノ島町、奥出雲町 |

[目次へ戻る](#)

| | |
|----------|-------------------|
| 木次森林事務所 | 雲南市、飯南町 |
| 大田森林事務所 | 大田市、出雲市 |
| 川本森林事務所 | 邑南町、江津市（旧桜江町）、川本町 |
| 浜田森林事務所 | 江津市（旧桜江町を除く）、浜田市 |
| 邑智森林事務所 | 美郷町、川本町の一部 |
| 日原森林事務所 | 益田市、津和野町、吉賀町の一部 |
| 柿木森林事務所 | 吉賀町（旧柿木村） |
| 六日市森林事務所 | 吉賀町（旧六日市町） |

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

近畿中国森林管理局総務企画部総務課 TEL (06)6881-3416

<相談・案内窓口>

- 緑づくり支援窓口
- 島根森林管理署 TEL (0852)24-5452
- 横田森林事務所 TEL (0854)52-0168
- 木次森林事務所 TEL (0854)42-0357
- 大田森林事務所 TEL (0854)82-0408
- 川本森林事務所 TEL (0855)72-0297
- 浜田森林事務所 TEL (0855)22-0664
- 邑智森林事務所 TEL (0855)75-0176
- 日原森林事務所 TEL (0856)74-0221
- 柿木森林事務所 TEL (0856)79-2814
- 六日市森林事務所 TEL (0856)77-0005
- 日原治山事業所 TEL (0856)74-0222

<モニター制度窓口>

- 国有林モニター
- 近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 TEL (06)6881-3406

[目次へ戻る](#)

(中国地方整備局)

| | | |
|---------------|-------------------------|---|
| 浜田河川国道事務所 | 〒697-0034 | 浜田市相生町 3973 TEL (0855) 22-2480 |
| | (ホームページアドレス) | http://www.cgr.mlit.go.jp/hamada/ |
| 江の川下流出張所 | 〒695-0001 | 江津市渡津町 2011-2 TEL (0855) 52-2926 |
| 川本出張所 | 〒696-0003 | 邑智郡川本町大字因原 24 TEL (0855) 72-0431 |
| 高津川出張所 | 〒698-0041 | 益田市高津 1 丁目 6-1 TEL (0856) 22-0533 |
| 浜田国道維持出張所 | 〒697-1322 | 浜田市日脚町寺地 282-2 TEL (0855) 27-1133 |
| 益田国道維持出張所 | 〒698-0025 | 益田市あけぼの西町 19-1 TEL (0856) 22-1415 |
| 出雲河川事務所 | 〒693-0023 | 出雲市塩冶有原町 5-1 TEL (0853) 21-1850 |
| | (ホームページアドレス) | http://www.cgr.mlit.go.jp/izumokasen/ |
| 中海出張所 | 〒692-0016 | 安来市東赤江町福井 1637 TEL (0854) 23-7433 |
| 大橋川出張所 | 〒690-0011 | 松江市東津田町 2338 TEL (0852) 22-2280 |
| 平田出張所 | 〒691-0002 | 出雲市西平田町 58 TEL (0853) 63-2524 |
| 尾原ダム管理支所 | 〒699-1342 | 雲南市木次町平田 211-5 TEL (0854) 48-0780 |
| 志津見ダム管理支所 | 〒690-3314 | 飯石郡飯南町角井 1891-20 TEL (0854) 73-0222 |
| 松江国道事務所 | 〒690-0017 | 松江市西津田 2-6-28 TEL (0852) 26-2131 |
| | (ホームページアドレス) | http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/ |
| 松江維持出張所 | 〒690-0011 | 松江市東津田町 1291-2 TEL (0852) 21-9495 |
| 出雲維持出張所 | 〒693-0012 | 出雲市大津新崎町 3-43 TEL (0853) 21-0536 |
| 頓原維持出張所 | 〒690-3207 | 飯石郡飯南町頓原 1618-4 TEL (0854) 72-0004 |
| (境港湾・空港整備事務所) | | |
| 浜田港出張所 | 〒697-0062 | 浜田市熱田町 11-1 TEL (0855) 24-7380 |
| | (境港湾・空港整備事務所ホームページアドレス) | http://www.pa.cgr.mlit.go.jp/sakai/ |

<設置根拠>

事務所 国土交通省設置法第32条、地方整備局組織規則第140条
出張所 地方整備局組織規則第150条

<所掌事務>

<浜田河川国道事務所>

- (1) 江の川下流（島根県境から下流）及び高津川の改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 一般国道9号及び191号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (3) 島根県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<出雲河川事務所>

- (1) 斐伊川の改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、洪水特別警戒水位、水防警報その他の水防に関する事務
- (2) 島根県島根沿岸及び隠岐沿岸の海岸の保全に関する調査

<松江国道事務所>

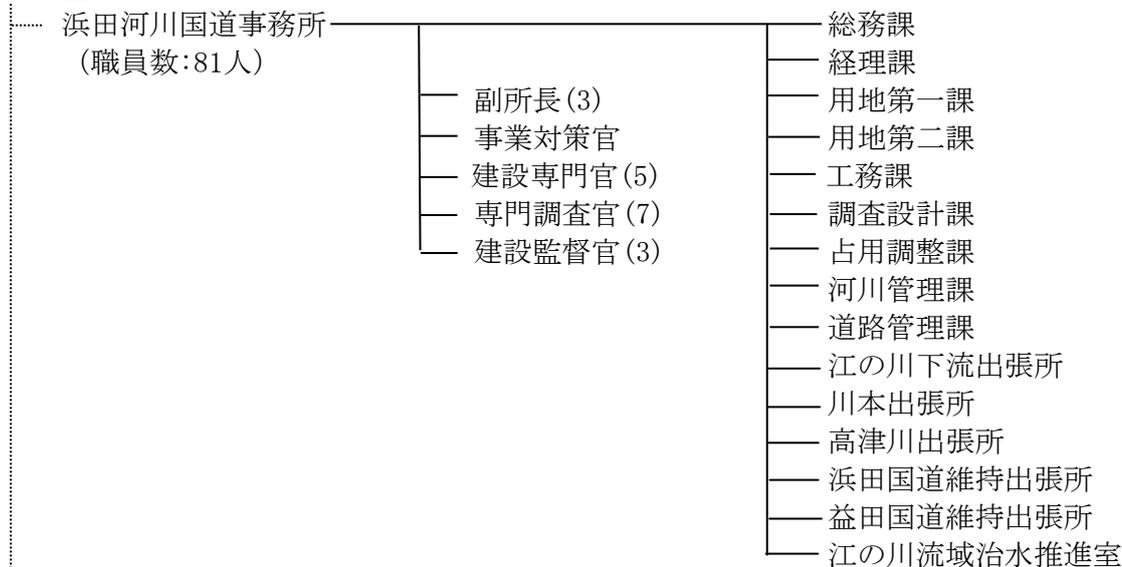
- (1) 一般国道9号及び54号の改築及び修繕工事、維持その他の管理（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
- (2) 島根県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督

<（境港湾・空港整備事務所）浜田港出張所>

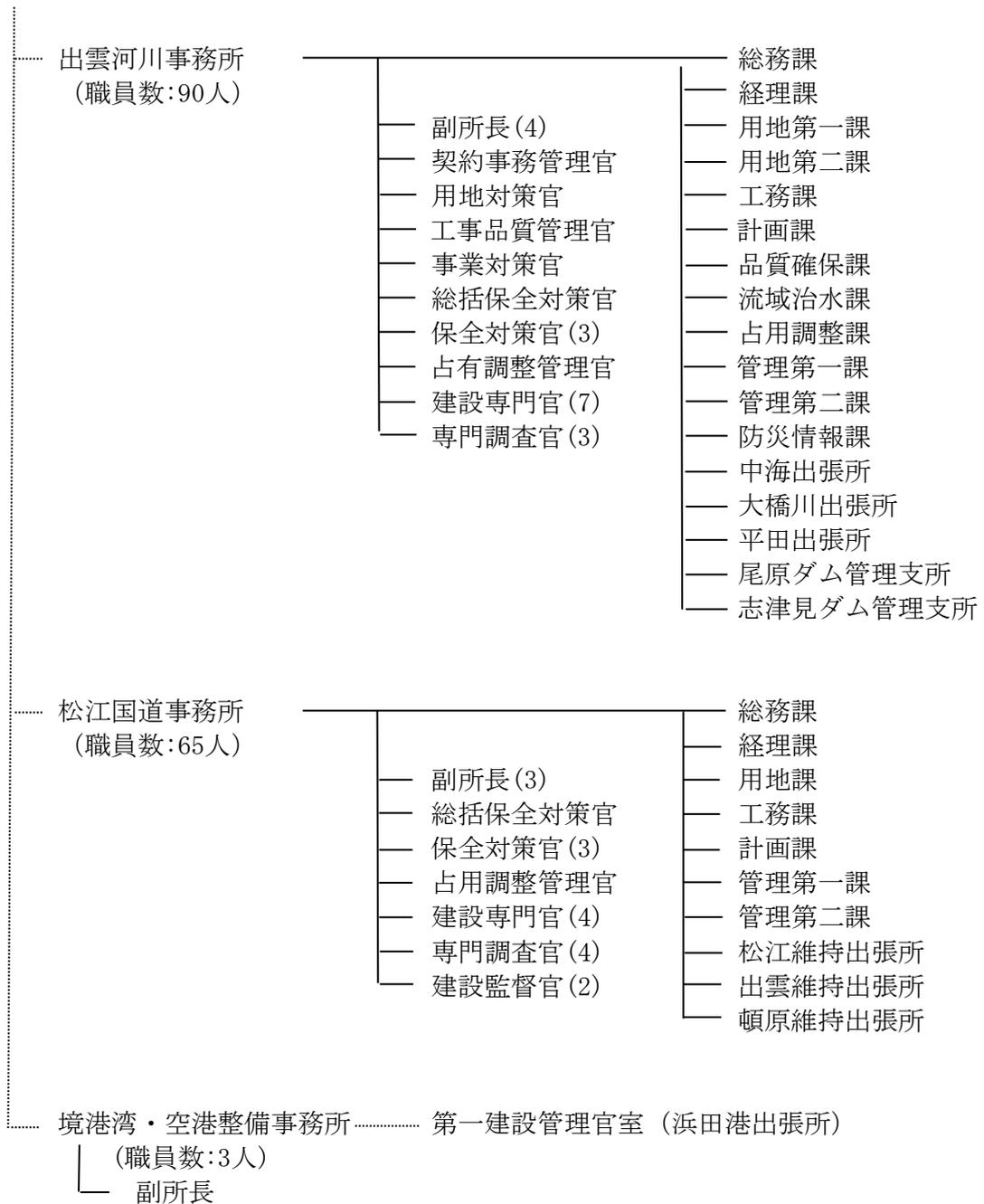
港湾の管理、港湾施設の整備、利用及び保全並びに港湾施設の災害復旧に関する事務

<組織及び職員数>

中国地方整備局



[目次へ戻る](#)



< 情報公開・個人情報保護窓口 >

中国地方整備局総務部総務課
 中国地方整備局港湾空港部港政課
 (港湾空港関係)

TEL (082) 221-9231
 TEL (082) 511-3900

[目次へ戻る](#)

<相談・案内窓口>

○整備局に関するご質問・ご意見

(ホームページアドレス) <https://www.cgr.mlit.go.jp/iken/index.html>

○「道の相談室」(道路全般に関すること) TEL(082)222-6274

(ホームページアドレス) <http://www.cgr.mlit.go.jp/soudan/index.htm>

○「標識BOX」(道路標識に関すること)

(ホームページアドレス) http://www.cgr.mlit.go.jp/iken/hyoushiki_box/box.htm

○「海とみなとの相談窓口」 TEL0120-497-370

○「公共建築相談窓口」 TEL(082)221-9231

(官庁営繕に関する相談窓口)

(ホームページアドレス)

<http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/eizen/main/kokyo.html>

○「駆け込みホットライン」 TEL0570-018-240

(建設業法違反通報窓口)

○「障害者差別解消相談窓口」 TEL(082)221-9231

<電子申請制度窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

(中国運輸局)

島根運輸支局 〒690-0024 松江市馬潟町 43-3

TEL (0852) 38-8111

(ホームページアドレス) <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>

<設置根拠>

国土交通省設置法第37条、国土交通省組織令第216条

<所掌事務>

- (1) 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること
- (2) 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第15号の2に規定する海洋汚染等をいう。第99号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）
- (3) 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること
- (4) 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること
- (5) 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (6) 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること
- (7) 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること
- (8) 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関すること
- (9) ホテル及び旅館の登録に関すること
- (10) 自動車車庫に関すること
- (11) 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること
- (12) 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること
- (13) 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること
- (14) 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）
- (15) 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること
- (16) 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること
- (17) 自動車ターミナルに関すること
- (18) 自動車の登録及び自動車抵当に関すること
- (19) 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること
- (20) 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること
- (21) 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること
- (22) 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
- (23) 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること

[目次へ戻る](#)

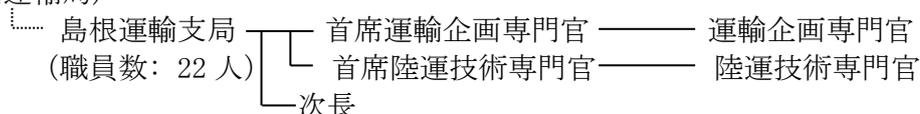
- (24) 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事
- (25) 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事
- (26) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事
- (27) タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関する事
- (28) 海事思想の普及及び宣伝に関する事
- (29) 船舶のトン数の測度及び登録に関する事
- (30) 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事
- (31) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事
- (32) 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事
- (33) モーターボート競走に関する事
- (34) 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事
- (35) 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事
- (36) 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事
- (37) 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事
- (38) 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第5条第5号及び第6号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）
- (39) 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事
- (40) 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する事
- (41) 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

（中国運輸局）



<情報公開・個人情報保護窓口>

中国運輸局総務部総務課

TEL (082) 228-3434

<相談・案内窓口>

○ ご意見箱

（ホームページアドレス） <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>

○ 交通消費者行政相談窓口 TEL (082) 228-3499

※ 各支局、事務所においても電話にて受付

○ 観光なんでも相談窓口 TEL (082) 228-8703

○ 自動車不具合情報ホットライン TEL 0120-744-960、(03) 3580-4434

（ホームページアドレス） <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rci/index.html>

○ 車の登録に関する問い合わせ・ヘルプデスク TEL 050-5540-2071

[目次へ戻る](#)

<電子申請・届出窓口>

国土交通省オンライン申請システム

(ホームページアドレス)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/jouhouka/sosei_jouhouka_fr2_000002.html

<モニター制度窓口>

国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[気象庁]

(大阪管区気象台)

松江地方気象台

〒690-0017 松江市西津田 7-1-11

TEL (0852) 21-3794

(ホームページアドレス) <https://www.data.jma.go.jp/matsue/>

<設置根拠>

地方気象台 国土交通省設置法第50条第1項、気象庁組織規則第119条第1項

<所掌事務>

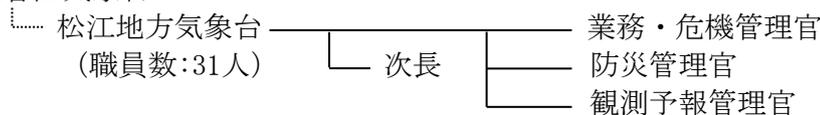
気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報、観測及びその成果の収集・発表、統計並びに気象通信等に関する管区気象台の所掌事務の一部を分掌する

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

大阪管区気象台



<情報公開・個人情報保護窓口>

大阪管区気象台総務部総務課

TEL (06) 6949-6300

<相談・案内窓口>

○ 天気相談、気象証明・鑑定、気象資料の閲覧

松江地方気象台防災管理官室

TEL (0852) 22-3784

<電子申請・届出窓口>

○ e-Gov 電子申請システム（電子政府の総合窓口）

(ホームページアドレス)

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

<モニター制度窓口>

○ 国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス)

<https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

[海上保安庁]

(第八管区海上保安本部)

(境海上保安部)

隠岐海上保安署 〒685-0012 隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下 99-2

TEL (08512) 2-4999

(境海上保安部ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/sakai/>

<設置根拠>

海上保安庁法第13条、海上保安庁組織規則第118条、第119条第4項

<所掌事務>

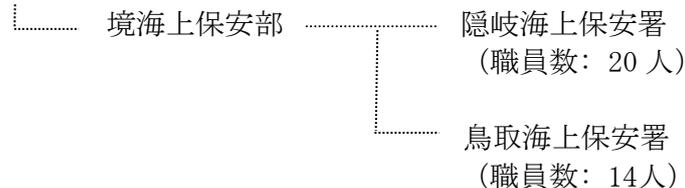
法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務

<管轄区域>

島根県隠岐郡

<組織及び職員数>

第八管区海上保安本部



<情報公開・個人情報保護窓口>

第八管区海上保安本部総務部総務課 TEL (0773) 76-4100 (内線2115)

<相談・案内窓口>

- 境海上保安部 TEL (0859) 42-2532
- 隠岐海上保安署 TEL (08512) 2-4999

<電子申請・届出窓口>

- Sea-NACCS (入出港届、危険物荷役許可申請などの入出港に関する手続)
(ホームページアドレス)

http://www.kaiho.mlit.go.jp/syoukai/soshiki/toudai/navigation-safety/Sea_NACCS.htm

<モニター制度窓口>

- 国土交通行政インターネットモニター
(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

[海上保安庁]

(第八管区海上保安本部)

浜田海上保安部 〒697-0063 浜田市長浜町 1785-16 浜田港湾合同庁舎

TEL (0855)27-0770

(ホームページアドレス) <http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/hamada/>

<設置根拠>

海上保安庁法第13条

海上保安庁組織規則第119条第2項

<所掌事務>

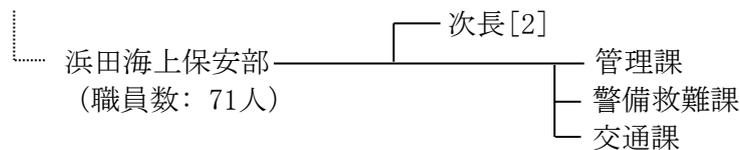
法令の海上における励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務

<管轄区域>

島根県（松江市、出雲市、安来市、雲南市、仁多郡及び隠岐郡を除く。）

<組織及び職員数>

第八管区海上保安本部



<情報公開・個人情報保護窓口>

第八管区海上保安本部総務部総務課 TEL (0773)76-4100 (内線2115)

<相談・案内窓口>

○ 浜田海上保安部 TEL (0855)27-0770

<電子申請・届出窓口>

○ Sea-NACCS（入出港届、危険物荷役許可申請などの入出港に関する手続）

(ホームページアドレス)

http://www.kaiho.mlit.go.jp/syukai/soshiki/toudai/navigation-safety/Sea_NACCS.htm

<モニター制度窓口>

○ 国土交通行政インターネットモニター

(ホームページアドレス) <https://www.monitor.mlit.go.jp/>

[目次へ戻る](#)

(中国四国地方環境事務所)

(大山隠岐国立公園管理事務所)

隠岐管理官事務所 〒685-0016 隠岐郡隠岐の島町城北町 55
TEL (08512) 2-0149

松江管理官事務所 〒690-0841 松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階
TEL (0852) 21-7626

(中国四国地方環境事務所ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/>

<設置根拠>

地方環境事務所組織規則第62条、地方環境事務所組織細則第6条

<所掌事務及び管轄区域>

<隠岐管理官事務所>

大山隠岐国立公園に関する事（島根県隠岐郡の区域に係るものに限る。）

<松江管理官事務所>

(1) 大山隠岐国立公園に関する事（島根県松江市、出雲市、大田市、飯石郡及び邑智郡の区域に係るものに限る。）

(2) 国指定中海鳥獣保護区（島根県の区域に係るものに限る。）及び国指定宍道湖鳥獣保護区に関する事

<組織及び職員数>

中国四国地方環境事務所 …… 大山隠岐国立公園管理事務所 ┌ 隠岐管理官事務所（1人）
└ 松江管理官事務所（1人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国地方環境事務所総務課 TEL (086) 223-1577

<相談・案内窓口>

中国四国地方環境事務所総務課 TEL (086) 223-1577
(ホームページアドレス) <https://chushikoku.env.go.jp/opinion.html>

<電子申請・届出窓口>

申請・届出等手続案内
(ホームページアドレス) <http://www.env.go.jp/shinsei/index.html>

**(原子力規制委員会)
島根原子力規制事務所**

〒690-0873 松江市内中原町 52 島根県原子力防災センター2 階
TEL (0852) 22-1947

(原子力規制委員会ホームページ URL) <https://www.nra.go.jp>

<設置根拠>

原子力規制庁組織細則第 10 条

<所掌事務>

原子力施設における事業者の安全活動を対象にした年間を通しての検査、事故時における原子力施設等との連絡、地方自治体及び原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導及び助言等

<管轄区域>

中国電力株式会社島根原子力発電所

<組織及び職員数>

原子力規制委員会 — 島根原子力規制事務所
(原子力規制庁)
(職員数6人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

原子力規制庁総務課情報公開窓口 TEL (03) 3581-3352 (代表)

<相談・案内窓口>

原子力に関するお問い合わせ TEL (03) 5114-2190

[目次へ戻る](#)

防 衛 省

[陸上自衛隊]
(中部方面隊)
(第13旅団)
第13偵察戦闘大隊 〒693-0052 出雲市松寄下町1142-1 (出雲駐屯地)
TEL (0853) 21-1045
(出雲駐屯地ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/izumo/>

(第4施設団)
第304施設隊 同 上

<設置根拠>

防衛省設置法第27条、自衛隊法第10条
自衛隊法施行令第6条、第7条、第12条の2

<所掌事務>

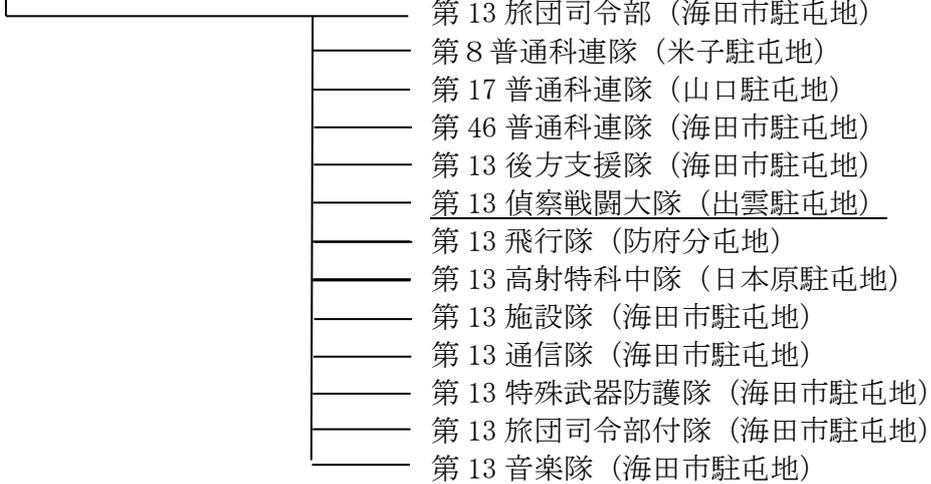
国の防衛に関すること

<担当区域>

第13旅団 島根県

<組織>

第13旅団



(注) 下線を附した部隊は、島根県に所在するものを示す。

(第4施設団) ————— 第304施設隊 (出雲駐屯地)

<情報公開・個人情報保護窓口>

防衛省情報公開・個人情報窓口 TEL (03) 3268-3111 (内線28220・28223)
中国四国防衛局情報公開室 TEL (082) 223-8284 (内線241)

<相談・案内窓口>

陸上自衛隊出雲駐屯地 TEL (0853) 21-1045 (内線256・250・251)

[目次へ戻る](#)

<モニター制度窓口>

防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL(03)5366-3111(内線 22534)

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

[航空自衛隊]

(航空総隊)

(西部航空方面隊)

(西部航空警戒管制団)

第7警戒隊 〒690-1312 松江市美保関町森山 632 (高尾山分屯基地)

TEL (0852) 72-2227、2226

(高尾山分屯基地ホームページアドレス) <http://www.mod.go.jp/asdf/takaoyama/index.html>

<設置根拠>

防衛省設置法第27条

自衛隊法第20条

自衛隊法施行令第28条、第28条の2、第28条の14、第30条の9、第51条の2
基地司令及び基地業務に関する訓令第2条

<所掌事務>

国の防衛に関すること

<組織>

西部航空警戒管制団 第7警戒隊 (高尾山分屯基地)

<情報公開・個人情報保護窓口>

○ 防衛省情報公開室 (防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室)

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 TEL (03) 3268-3111 (内線28220)

○ 中国四国防衛局情報公開室 (中国四国防衛局総務部総務課内)

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館

TEL (082) 223-8284

<相談・案内窓口>

第7警戒隊総括班

TEL (0852) 72-2227、2226

<モニター制度窓口>

○ 防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係

TEL (03) 3268-3111 (内線 22534)

(ホームページアドレス)

<https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

[陸・海・空自衛隊の共同機関]

| | | | |
|--------------------|-----------|-------------------|--|
| 自衛隊島根地方協力本部 | 〒690-0841 | 松江市向島町 134-10 | 松江地方合同庁舎 4階 TEL (0852)21-0015 (ホームページアドレス) http://www.mod.go.jp/pco/shimane/ |
| 浜田出張所 | 〒697-0027 | 浜田市殿町 83-191 | 浜田城山ビル内 TEL (0855)22-1334 |
| 出雲地域事務所 | 〒693-0028 | 出雲市塩冶善行町 13-3 | 出雲地方合同庁舎 TEL (0853)21-0831 |
| 大田地域事務所 | 〒694-0064 | 大田市大田町大田イ 307-4 | TEL (0854)82-1437 |
| 益田地域事務所 | 〒698-0026 | 益田市高津 5 丁目 34-13 | レジナビル 1F102 号 TEL (0856)22-8223 |
| 隠岐の島駐在員事務所 | 〒685-0013 | 隠岐郡隠岐の島町中町目貫の四 61 | 西郷港フェリーターミナルビル 3階 TEL (08512)2-8351 |
| 松江募集案内所 | 〒690-0001 | 松江市東朝日町 67-3 | トヨタレンタリース 2階 TEL (0852)24-6537 |
| 島根地域援護センター | 〒690-0841 | 松江市向島町 134-10 | 松江地方合同庁舎 4階 TEL (0852)21-0015 |
| 〃 出雲分室 | 〒693-0052 | 出雲市松寄下町 1142-1 | 陸上自衛隊出雲駐屯地内 TEL (0853)21-3955 |

<設置根拠>

防衛省設置法第27条
自衛隊法第24条
自衛隊法施行令第48条、第48条の2

<所掌事務>

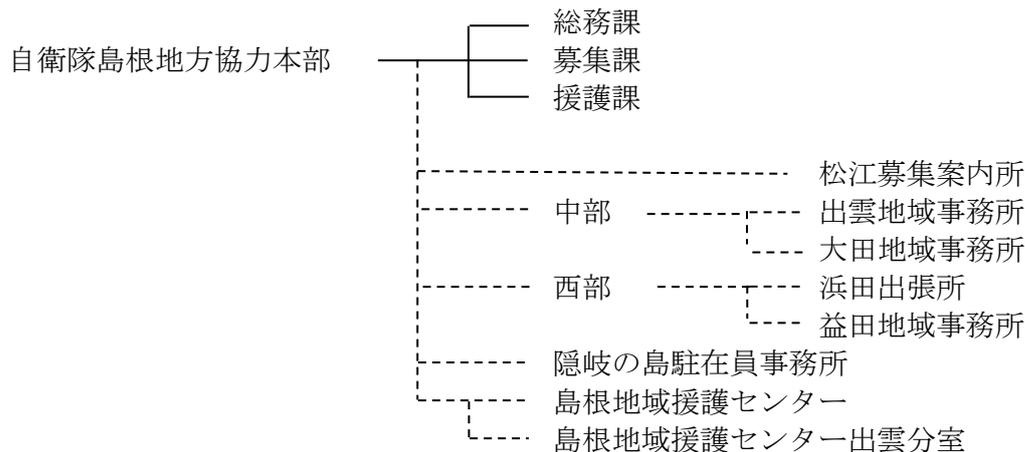
島根県における涉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務

<担当区域>

| 名称 | 担当区域 |
|------------|--|
| 本部 | 島根県内全域 |
| 浜田出張所 | 浜田市、江津市、川本町、邑南町 |
| 出雲地域事務所 | 出雲市、雲南市、飯南町 |
| 大田地域事務所 | 大田市、美郷町 |
| 益田地域事務所 | 益田市、津和野町、吉賀町 |
| 隠岐の島駐在員事務所 | 隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村 |
| 松江募集案内所 | 松江市、安来市、奥出雲町 |
| 島根地域援護センター | (援護地域) 松江市、安来市、雲南市、仁多郡、隠岐郡 |
| 〃 出雲分室 | (援護地域) 出雲市、浜田市、益田市、大田市、江津市、飯石郡、邑智郡、鹿足郡 |

[目次へ戻る](#)

<組織>



<情報公開・個人情報保護窓口>

- 総務課 TEL (0852)21-0015
- 防衛省情報公開室（防衛省大臣官房文書課公文書監理室内）
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 TEL (03)3268-3111
- 中国四国防衛局情報公開室（中国四国防衛局総務部総務課内）
〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館
TEL (082)223-8284

<相談・案内窓口>

- 総務課 TEL (0852)21-0015

<モニター制度窓口>

- 防衛モニター 防衛省大臣官房広報課防衛モニター係
TEL (03)5366-3111

(ホームページアドレス)

<https://www.mod.go.jp/j/publication/other/monitor/index.html>

[目次へ戻る](#)

【法務省所管】

日本司法支援センター島根地方事務所（法テラス島根）

〒690-0884 松江市南田町 60

TEL 050-3383-5500

法テラス島根法律事務所

〒690-0884 松江市南田町 60

TEL 050-3383-5498

浜田地域事務所（法テラス浜田法律事務所）

〒697-0022 浜田市浅井町 1580 第二龍河ビル 6F

TEL 050-3383-0026

西郷地域事務所（法テラス西郷法律事務所）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24-9

N T T 隠岐ビル 1F

TEL 050-3383-5326

<設置根拠>

総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第3条

<事業内容>

1 情報提供業務

利用者からの問い合わせ内容に応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務

2 民事法律扶助業務

経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い（「法律相談援助」）、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う（「代理援助」「書類作成援助」）業務

3 司法過疎対策業務

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務

4 犯罪被害者支援業務

- (1) 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、その方が必要とされている支援を行っている窓口をご案内
- (2) 被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害に係る刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供
- (3) 弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士をご紹介
- (4) その他「被害者参加人のための国選弁護制度」や「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務

5 国選弁護等関連業務

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務

6 受託業務

法テラス本来の業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務

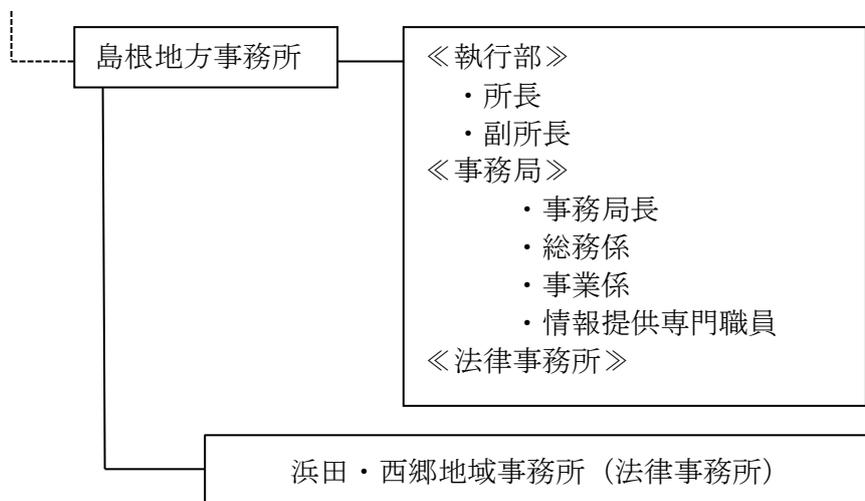
[目次へ戻る](#)

<管轄区域>

島根県

<組織>

(日本司法支援センター本部)



<情報公開・個人情報保護窓口>

1 情報公開窓口

担当：法テラス本部

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8階

TEL 050-3383-5333

2 個人情報保護窓口

担当：法テラス島根

TEL 050-3383-5500

<各種相談・案内窓口>

1 電話又は面談による情報提供

お問い合わせの内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料でご紹介

担当：法テラス島根

TEL 0570-078358 (IP 電話から 050-3383-5500)

2 民事法律扶助による無料法律相談

担当：法テラス島根

TEL 0570-078358 (IP 電話から 050-3383-5500)

3 法テラスサポートダイヤル

全国共通

TEL 0570-078374 (IP 電話からは(03)6745-5600)

4 犯罪被害者支援ダイヤル

全国共通

TEL 0120-079714 (IP 電話からは(03)6745-5601)

(注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。

[目次へ戻る](#)

【文部科学省所管】

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立三瓶青少年交流の家 〒694-0002 大田市山口町山口 1638-12

TEL (0854)86-0311

(ホームページアドレス) <https://sanbe.niye.go.jp/>

(メールアドレス) sambe-sou@niye.go.jp

<設置根拠>

独立行政法人国立青少年教育振興機構法

独立行政法人国立青少年教育振興機構業務方法書

<事業内容>

- (1) 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修及び青少年の団体宿泊訓練
その他の青少年に対する研修を行うこと
- (2) 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと
- (3) 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること
- (4) 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと
- (5) 上記の業務に付帯する業務を行うこと

<組織及び職員数>

国立三瓶青少年交流の家（所長）—— 次長

| | |
|---|---------|
| ┌ | 企画指導専門職 |
| | 事業推進係 |
| | 総務・管理係 |

（職員数：19人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務・管理係

TEL (0854)86-0311

<相談・案内窓口>

事業推進係

TEL (0854)86-0319

<電子申請・届出窓口>

ホームページ内、利用申込みフォーム(Web申込み)で受付

<https://sanbe.niye.go.jp/form/>

<モニター制度窓口>

該当なし

※ ただし、利用者によるアンケート調査を実施

[目次へ戻る](#)

【文部科学省所管】

独立行政法人国立高等専門学校機構

松江工業高等専門学校 〒690-8518 松江市西生馬町 14-4

TEL (0852)36-5111

(ホームページアドレス) <https://www.matsue-ct.jp/>

E-mail: m-soumu@matsue-ct.ac.jp

<設置根拠>

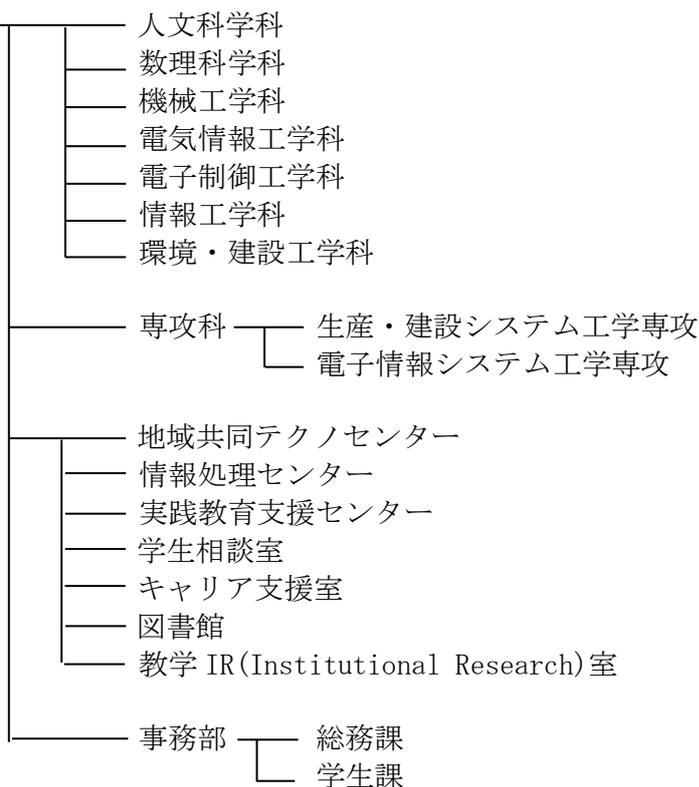
独立行政法人国立高等専門学校機構法第3条

<事業内容>

- (1) 松江工業高等専門学校を運営すること
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと
- (3) 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- (5) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと

<組織及び職員数>

松江工業高等専門学校
(職員数:112人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課

TEL (0852)36-5111

<相談・案内窓口>

総務課

TEL (0852)36-5111

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部

〒690-0001 松江市東朝日町 267 島根職業能力開発促進センター内
TEL (0852) 31-2800
(ホームページアドレス) <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<事業内容>

- (1) 高年齢者雇用の支援業務
- (2) 障害者雇用の支援業務
- (3) 求職者支援制度による職業訓練の支援業務

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

島根支部（支部長）
（職員数：22人）

| |
|-----------|
| 総務課 |
| 高齢・障害者業務課 |
| 求職者支援課 |

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務課 TEL (0852) 31-2800

<相談・案内窓口>

案内窓口
総務課 TEL (0852) 31-2800
相談窓口
高齢・障害者業務課 TEL (0852) 60-1677
求職者支援課 TEL (0852) 31-2305

<電子申請・届出窓口>

障害者雇用納付金制度に係る申告・申請窓口
高齢・障害者業務課 TEL (0852) 60-1677

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
島根支部 島根職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター島根)

〒690-0001 松江市東朝日町 267

TEL (0852) 31-2800

(ホームページアドレス)

<https://www3.jeed.go.jp/shimane/poly/>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<事業内容>

- (1) 求職者を対象とする各種職業訓練
- (2) 在職者を対象とする能力開発セミナー及び生産性向上支援訓練
- (3) 職業能力開発についての各種相談援助等

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

島根職業能力開発促進センター

(所長)

(職員数: 32人)

生産性センター業務課 (生産性向上支援人材育成支援センター)

訓練課

機械・CADオペレーション科

金属加工科

ビル管理サービス科

電気設備技術科

住宅リフォーム技術科

ICT生産サポート科

ビジネスワーク科

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務担当

TEL (0852) 31-2800

<相談・案内窓口>

相談窓口

訓練課

TEL (0852) 31-2309

生産性センター業務課

TEL (0852) 31-2828

案内窓口

総務担当

TEL (0852) 31-2800

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

島根支部 中国職業能力開発大学校附属島根職業能力開発短期大学校
(ポリテクカレッジ島根)

〒695-0024 江津市二宮町神主 1964-7

TEL (0855) 53-4567

(ホームページアドレス) <https://www3.jeed.go.jp/shimane/college/>

<設置根拠>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法

<事業内容>

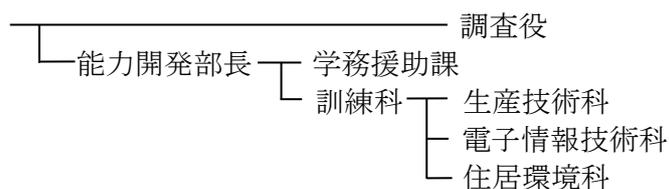
- (1) 実践技術者育成のための高度職業訓練
- (2) 在職者を対象とする能力開発セミナー
- (3) 職業能力開発についての各種相談・援助等

<管轄区域>

島根県内等

<組織及び職員数>

島根職業能力開発短期大学校
(校長)
(職員数：31人)



<情報公開・個人情報保護窓口>

総務担当

TEL (0855) 53-4567

<相談・案内窓口>

学務援助課

TEL (0855) 53-4567

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人労働者健康安全機構 島根産業保健総合支援センター

〒690-0003 松江市朝日町 477-17 松江SUNビル7F

TEL (0852) 59-5801

(ホームページアドレス)

<https://www.shimanes.johas.go.jp>

(メールアドレス)

shimanesanpo@shimanes.johas.go.jp

<設置根拠>

独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号

独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第4条第1項第2号、第27条

<事業内容>

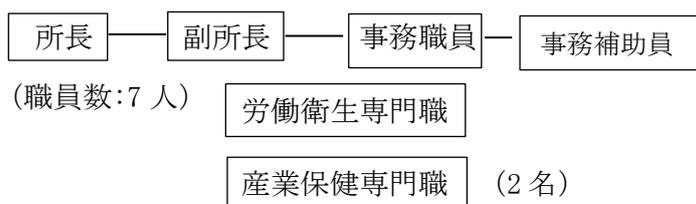
労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、事業主、産業医その他の産業保健業務を行う者に対する次の各号に掲げる業務

- (1) 産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援
- (2) 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びにこれらの情報の提供
- (3) 産業保健業務に関する相談その他の援助
- (4) 産業医の選任義務のない事業主に対する産業保健業務に関する相談、情報の提供その他の援助
- (5) 産業保健業務に関する広報及び啓発

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号

独立行政法人労働者健康安全機構(本部)総務課

TEL(044)431-8600

E-mail: jyoho@ml.johas.go.jp

<相談・案内窓口>

島根産業保健総合支援センター TEL(0852)59-5801

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人国立病院機構

松江医療センター

〒690-8556 松江市上乃木 5-8-31

TEL (0852) 21-6131

(ホームページアドレス)

<https://matsue.hosp.go.jp/>

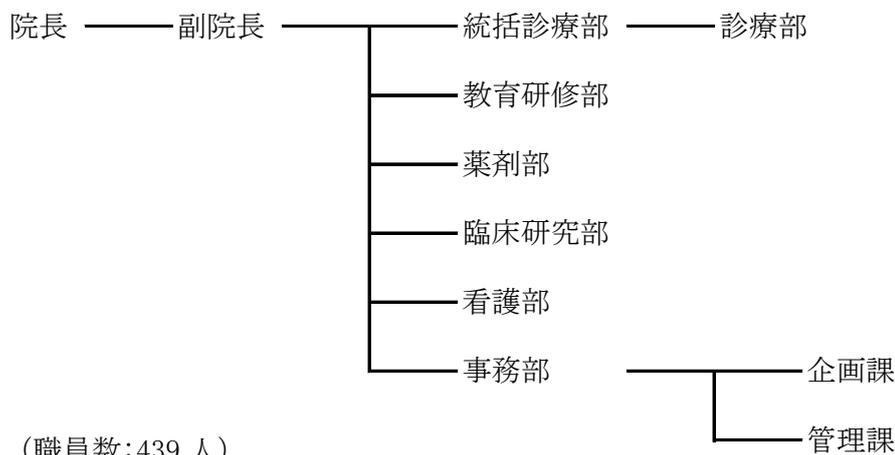
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）

<事業内容>

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する技術者の研修
- (4) その他附帯する業務

<組織及び職員数>



<標榜診療科>

内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、外科、整形外科、呼吸器外科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課庶務班長

TEL (0852) 21-6131(代表)

事務部企画課専門職

TEL (0852) 21-6131(代表)

<各種相談・案内窓口>

事務部企画課専門職

TEL (0852) 21-6131(代表)

地域医療連携室

TEL (0852) 21-6131(代表)

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

独立行政法人国立病院機構

浜田医療センター

〒697-8511 浜田市浅井町 777-12

TEL (0855) 25-0505

(ホームページアドレス)

<https://hamada.hosp.go.jp/>

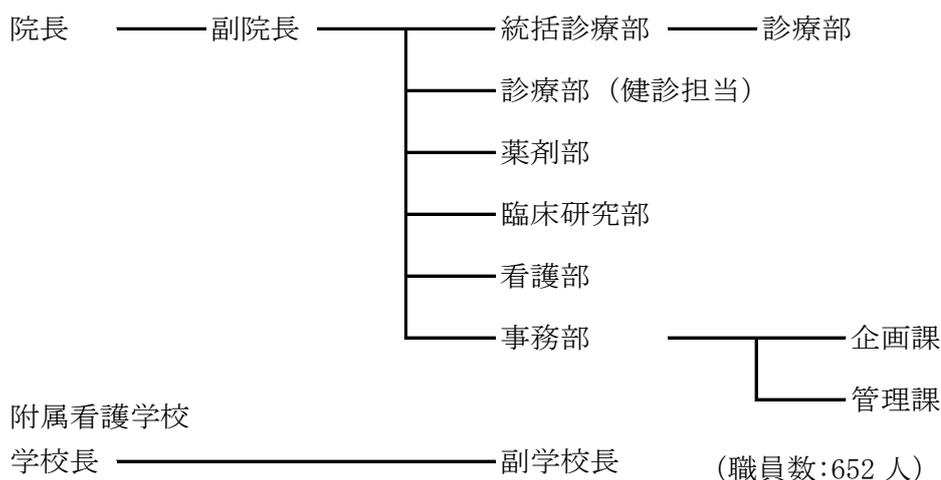
<設置根拠>

独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）

<事業内容>

- (1) 医療の提供
- (2) 医療に関する調査及び研究
- (3) 医療に関する技術者の研修
- (4) その他附帯する業務

<組織及び職員数>



<標榜診療科>

内科、内分泌・代謝内科、血液・腫瘍内科、糖尿病内科、腎臓内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科、救急科

<情報公開・個人情報保護窓口>

事務部管理課

TEL (0855) 25-0505(代表)

<各種相談・案内窓口>

患者さん相談窓口（がん相談支援センター内）

TEL (0855) 25-0505(代表)

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

[独立行政法人地域医療機能推進機構 玉造病院]

〒699-0293 松江市玉湯町湯町 1-2

TEL (0852) 62-1560

(ホームページアドレス) <http://tamatsukuri.jcho.go.jp/>

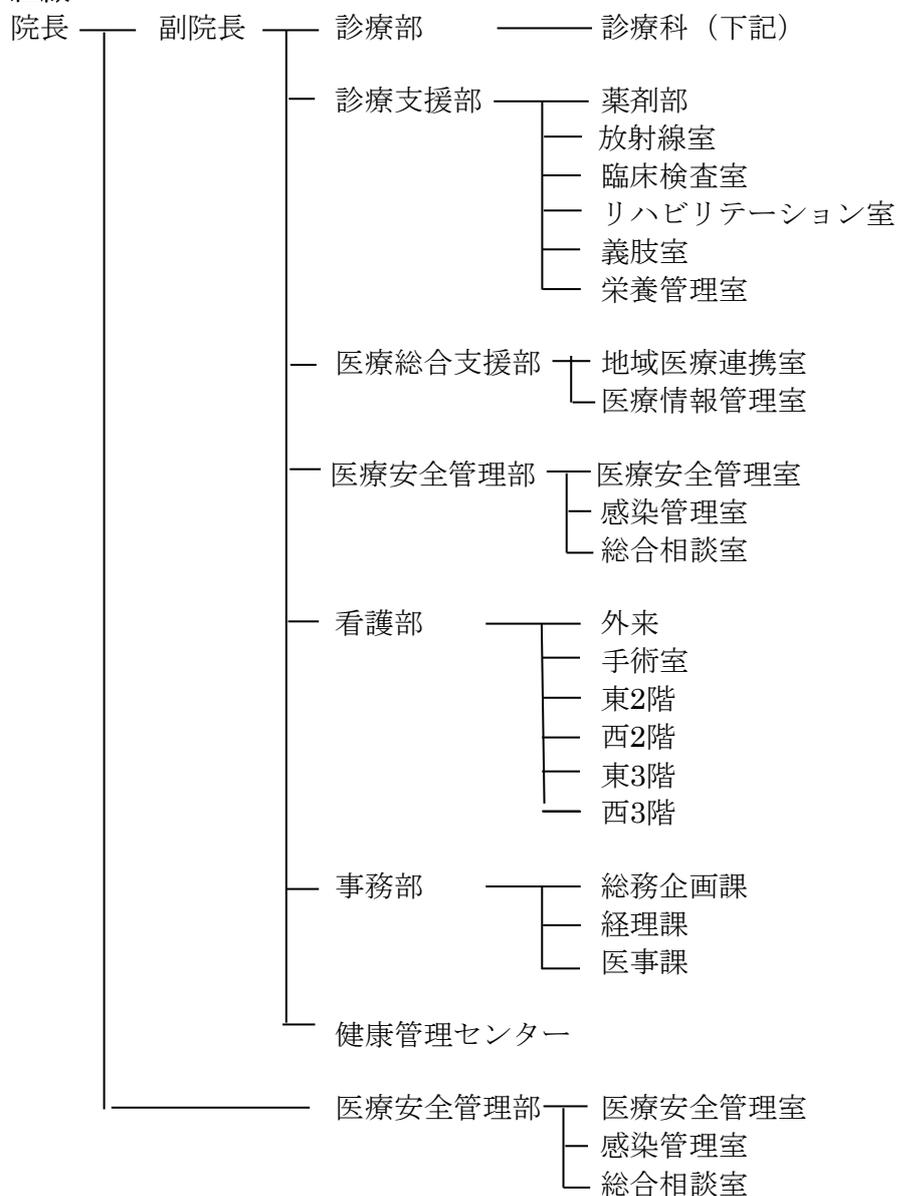
<設置根拠>

独立行政法人地域医療機能推進機構法

<事業内容>

- (1) 医療の提供
- (2) その他付帯する業務

<組織>



[目次へ戻る](#)

<標榜診療科>

整形外科、リハビリテーション科、内科、消化器内科、循環器内科、神経内科
リウマチ科、皮膚科、麻酔科、歯科、歯科・口腔外科

<情報公開・個人情報保護窓口>

総務企画課 TEL : (0852)62-1560 (代表)
E-mail : main@tamatsukuri.jcho.go.jp

<相談・案内窓口>

総合相談室 TEL : (0852)62-1516
地域連携室 TEL : (0852)62-1591

【農林水産省所管】

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構
西日本農業研究センター 周年放牧研究領域

〒694-0013 大田市川合町吉永 60

TEL (0854) 82-0144

(ホームページアドレス) <https://www.naro.go.jp/laboratory/warc/index.html>

<設置根拠>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法

<事業内容>

西日本地域における傾斜地に適応したスマート周年放牧による地域ブランド牛生産システムの構築に係る試験及び研究並びに調査に関する業務を行う。

<組織及び職員数>

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

├── 西日本農業研究センター

└── 周年放牧研究領域(島根県大田市 9名)

├── 本部管理本部

└── 西日本管理部 (島根県大田市 3名)

└── 技術支援部

└── 西日本技術支援センター西日本第3業務科 (島根県大田市 18名)

<情報公開・個人情報保護窓口>

西日本管理部総務課大田管理チーム

<各種相談・案内窓口>

西日本管理部総務課大田管理チーム

[目次へ戻る](#)

[林野庁]

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター

中国四国整備局 松江水源林整備事務所

〒690-0886 松江市母衣町 55 島根県林業会館内

TEL (0852) 21-6452

(ホームページアドレス) <http://www.green.go.jp/>

<設置根拠>

国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成 11 年法律第 198 号）

<事業内容>

水源林造成業務（分収造林方式）の実行並びに造林木の収穫及び販売に関する業務等実施

<管轄区域>

島根県

<職員数>

10 人

<情報公開・個人情報保護窓口>

中国四国整備局総務課

TEL (086) 226-3295

<相談・案内窓口>

松江水源林整備事務所

TEL (0852) 21-6452

[目次へ戻る](#)

【経済産業省所管】

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

島根貿易情報センター 〒690-0887 島根県松江市殿町 8 番地 3
島根県市町村振興センター5 階
（しまね海外ビジネスサポートセンター内）
TEL (0852) 27-3121

メールアドレス MAT@jetro.go.jp
(ホームページアドレス) <https://www.jetro.go.jp/shimane/>

<設置根拠>

独立行政法人日本貿易振興機構法

<事業内容>

- (1) 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること
- (2) わが国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと
- (3) 貿易取引のあっせんを行うこと
- (4) 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他貿易に関する広報を行うこと
- (5) 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと
- (6) 上記業務に附帯する業務を行うこと

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

日本貿易振興機構

職員数：1,859 人（2022 年 4 月 1 日現在）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

島根貿易情報センター

<情報公開・個人情報保護窓口>

島根貿易情報センター TEL (0852) 27-3121 Email MAT@jetro.go.jp

<各種相談・案内窓口>

島根貿易情報センター TEL (0852) 27-3121 Email MAT@jetro.go.jp

[目次へ戻る](#)

【国土交通省所管】

**独立行政法人自動車技術総合機構
中国検査部島根事務所**

〒690-0024 松江市馬潟町 43-3
TEL (0852) 38-9011

<設置根拠>

独立行政法人自動車技術総合機構法
独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第 77 条

<事業内容>

自動車検査における保安基準に適合するかどうかの審査及び附帯業務（軽自動車を除く。）

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

(中国検査部)

----- 島根事務所（職員数：4 人）

<情報公開・個人情報保護窓口>

独立行政法人自動車技術総合機構本部
総務部総務課 TEL (03) 5363-3441

<各種相談・案内窓口>

自動車の検査に関する問い合わせ
島根事務所 TEL (0852) 38-9011

[目次へ戻る](#)

【国土交通省所管】

独立行政法人自動車事故対策機構 島根支所

〒690-0007 松江市御手船場町 553-6 松江駅前エストビル
TEL (0852) 25-4880
(ホームページアドレス) <https://www.nasva.go.jp>

<設置根拠>

独立行政法人自動車事故対策機構法

<事業内容>

- ・ 自動車事故の発生防止のために、
 - ① 運行管理者等指導講習による安全の確保に必要な管理手法の取得
 - ② 運転者適性診断による運転の特性を診断し安全運転に役立つきめ細やかなアドバイス
 - ③ 安全マネジメント講習会等により運輸安全マネジメントの浸透・定着
 - ④ 運輸安全マネジメント評価・コンサルティング等による個別事業者の安全マネジメント体制を支援
- ・ 自動車事故による被害者の方の援護のために、
介護料の支給や医療施設の設置・運営による重度後遺障害者への援護
- ・ 安全な自動車の普及・促進をはかるために、
中立公正な立場で自動車アセスメント情報を積極的に公表

<管轄区域>

島根県

<組織及び職員数>

島根支所（職員数:2人） 総務・経理、指導講習、適性診断、被害者援護担当

<情報公開・個人情報保護窓口>

広島主管支所 総務・経理担当 TEL (082) 297-2255

<各種相談・案内窓口>

支所各担当

[目次へ戻る](#)

【文部科学省所管】

国立大学法人

島根大学

〒690-8504 松江市西川津町 1060

TEL (0852) 32-6100

E-mail webinfo@office.shimane-u.ac.jp

松江キャンパス

〒690-8504 松江市西川津町 1060

TEL (0852) 32-6100

出雲キャンパス

〒693-8501 出雲市塩冶町 89-1

TEL (0853) 23-2111

広島オフィス

〒730-0032 広島市中区立町 1-23 ごうぎん広島ビル 4 階

TEL (082) 236-1926

医学部附属病院

〒693-8501 出雲市塩冶町 89-1

TEL (0853) 23-2111

教育学部附属幼稚園

〒690-0882 松江市大輪町 416-4

TEL (0852) 29-1120

教育学部附属義務教育学校

〒690-0824 松江市菅田町 167-1

TEL (0852) 29-1300

<設置根拠>

国立大学法人法第 1 条、第 4 条

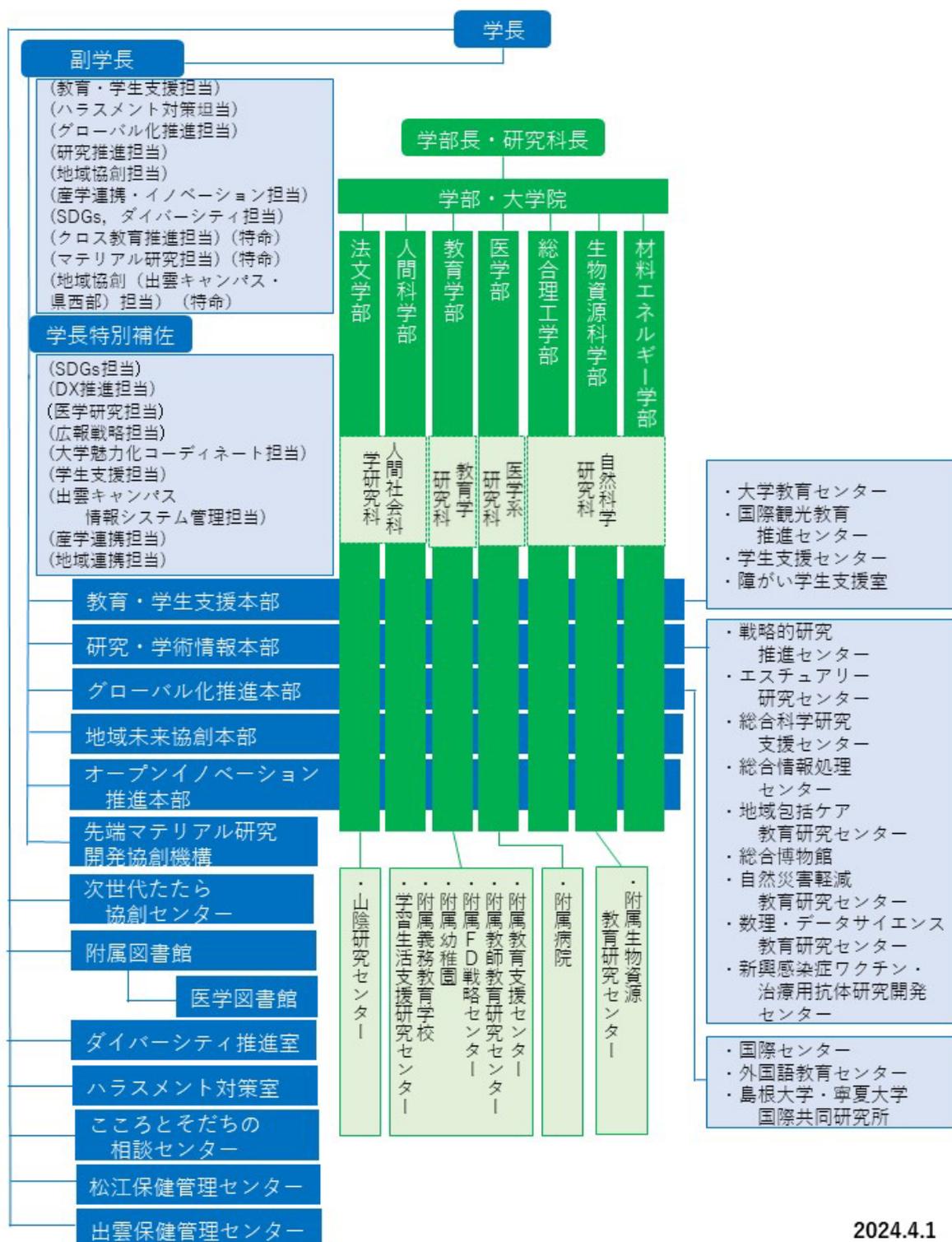
<事業内容>

- (1) 国立大学を設置し、これを運営すること
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと
- (3) 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること
- (5) 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること
- (6) 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に出資すること
- (7) これらの業務に附帯する業務を行うこと

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>

(教職員数：2,459人)



- ・大学教育センター
- ・国際観光教育推進センター
- ・学生支援センター
- ・障がい学生支援室

- ・戦略的研究推進センター
- ・エスチュアリー研究センター
- ・総合科学研究支援センター
- ・総合情報処理センター
- ・地域包括ケア教育研究センター
- ・総合博物館
- ・自然災害軽減教育研究センター
- ・数理・データサイエンス教育研究センター
- ・新興感染症ワクチン・治療用抗体研究開発センター

- ・国際センター
- ・外国語教育センター
- ・島根大学・寧夏大学国際共同研究所

2024.4.1

[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

1 情報公開窓口

総務部総務課 TEL (0852) 32-9755

2 個人情報保護窓口

総務部情報推進課 TEL (0852) 32-6248

<各種相談・案内窓口>

1 島根大学の教育、研究、諸行事等の案内、情報公開の相談

松江キャンパス TEL (0852) 32-6100 (代表)

出雲キャンパス TEL (0853) 23-2111 (代表)

2 医療相談窓口

地域医療連携センター

・患者相談

受診・医療の相談 (看護師) TEL (0853) 20-2620

福祉の相談 (医療ソーシャルワーカー) TEL (0853) 20-2193

・事前要望書相談 TEL (0853) 20-2193

・苦情相談 TEL (0853) 23-2111 (内線 6118)

肝疾患相談・支援センター TEL (0853) 20-2721

がん患者・家族サポートセンター (がん相談支援センター)

TEL (0853) 20-2518

しまね認知症疾患医療センター TEL. (0853) 20-2630

[目次へ戻る](#)

【総務省所管】

西日本電信電話株式会社 島根支店

〒690-8520 松江市東朝日町 102

お問い合わせ・各種相談等については、以下の窓口へご連絡願います
(ホームページアドレス) <https://www.ntt-west.co.jp/shimane/>

<設置根拠>

西日本電信電話株式会社組織規程第2条

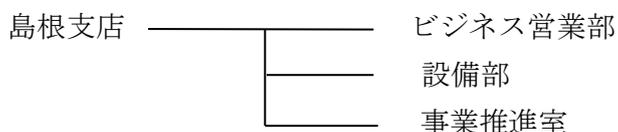
<所掌事務>

地域電気通信サービス等の提供等に関すること

<管轄区域>

島根県

<組織>



<各種相談・案内窓口>

○ 電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いについて

(1) 開示・訂正等のお申出先

局番なしの「116」、携帯電話からは「0800-2000116」

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：年末年始（12/29～1/3）

※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。

(2) 取扱いに関するご意見・ご要望

0120-019000（お客様相談センター）

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

[目次へ戻る](#)

- フレッツサービスやひかり電話などに関するお申し込み・お問い合わせ
0120-116116
受付時間：午前9時～午後5時
休業日：年末年始（12/29～1/3）
※ 携帯電話からもご利用いただけます。

- 電話サービスに関するお申し込み・お問い合わせ
局番なしの「116」
携帯電話からは「0800-2000116」
受付時間：午前9時～午後5時
休業日：年末年始（12/29～1/3）
※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。

- ひかり電話やフレッツサービスに関する故障などのお問い合わせ
0120-248995
受付時間：24時間受付（一部時間帯は録音受付による対応となります）
※ 故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。
※ NTT東日本エリアからは0120-248842にて受付を実施しております。
※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。
※ 携帯電話からもご利用いただけます。

- 電話の故障・垂れ下がっている電話線などのお問い合わせ
局番なしの「113」
ひかり電話・携帯電話からは「0120-444113」
受付時間：24時間（音声ガイダンスによる録音受付）
※ オペレーターが録音内容を確認後、順次呼び返しにて対応いたします。
（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。）
※ 緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿ってご対応ください。
※ 故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。

- NTT西日本に関するご意見・ご要望・お問い合わせ
0120-019000（お客様相談センター）
受付時間：午前9時～午後5時
休業日：土曜、日曜、祝日、年年始（12/29～1/3）
※ 携帯電話からもご利用いただけます。

[目次へ戻る](#)

○ 通信設備工事の品質向上に関するご意見

0120-928449

受付時間：午前9時～午後5時

休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

※ より一層お客様に安心していただける工事に努めるために、工事前後の挨拶や電話工事中の安全面等に関するお客様のご意見・ご要望等を頂戴する窓口です。

※ フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。

※ 携帯電話からもご利用いただけます。

お問い合わせいただく際は、電話番号をお確かめのうえ、お間違えないようお願いいたします。

また、一部はインターネットでもお問い合わせいただけます。

詳しくは以下のページよりご覧ください。

<https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html>

[目次へ戻る](#)

<日本放送協会松江放送局への電話でのご意見・お問い合わせ>

○ 総合案内

TEL (0852)32-0700 (代表)

受付時間 月～金 午前9：30～午後6：00 ※土・日・祝日を除く

○ 番組一般に関するお問い合わせ

TEL (0852)32-0701

受付時間 月～金 午前9：30～午後6：00 ※土・日・祝日を除く

<モニター制度窓口>

総合案内

TEL (0852)32-0700 (代表)

受付時間 月～金 午前9：30～午後6：00 ※土・日・祝日を除く

[目次へ戻る](#)

【総務省・文部科学省所管】

放送大学学園

島根学習センター

〒690-0061 松江市白潟本町 43 スティックビル 4 階

TEL (0852) 28-5500

問い合わせ窓口に係るメールアドレス shimane-sc@ouj.ac.jp

(本部ホームページアドレス) <https://www.ouj.ac.jp/>

<設置根拠>

放送大学学園法

<事業内容>

面接授業の実施、単位認定試験の実施、放送番組再視聴の機会の提供、学生の学習上の相談、学生の厚生に関する業務等

<管轄区域>

島根県及び鳥取県の近隣市町村

<組織及び職員数>

島根学習センター (所長) —— 事務長 —— 担当
(職員数:7人)

<情報公開・個人情報保護窓口>

放送大学学園本部 総務課総務係 TEL (043) 298-4207

<相談・案内窓口>

放送大学学園本部 総務課総務係 TEL (043) 276-5111

<電子申請・届出窓口>

該当なし

ただし、上記本部ホームページからインターネットによる出願が可能

[目次へ戻る](#)

【財務省所管】

日本たばこ産業株式会社
島根支社

〒690-0003 松江市朝日町 498-6 日進松江ビル 1F

TEL (0852) 26-1215

(ホームページアドレス) <http://www.jti.co.jp>

<設置根拠>

日本たばこ産業株式会社法

<事業内容>

製造たばこの販売

<管轄区域>

島根県

<組織>

島根支社

<情報公開・個人情報保護窓口>

J T 本社(代表)

TEL (03) 6636-2914

<相談・案内窓口>

島根支社

TEL (0852) 26-1215

[目次へ戻る](#)

【財務省所管】

株式会社日本政策投資銀行

松江事務所

〒690-0887 松江市殿町 111 松江センチュリービル

TEL (0852) 31-3211

(ホームページアドレス)

<http://www.dbj.jp/co/info/branchnews/matue/index.html>

<設置根拠>

株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）

<所掌事務>

出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること

<管轄区域>

鳥取県、島根県

<職員数>

4人（嘱託含む）

<情報開示請求窓口>

中国支店総務課

TEL (082) 247-4311

<各種融資相談等窓口>

中国支店業務課

TEL (082) 247-4311

[目次へ戻る](#)

<組織及び職員数>

松江支店

〈国民生活事業〉（財務省、厚生労働省所管）

支店長兼国民生活事業統轄
（職員数：13人）

総括課
融資課

〈農林水産事業〉（農林水産省所管）

農林水産事業統轄
（職員数：7人）

融資課

〈中小企業事業〉（経済産業省所管）

中小企業事業統轄
（職員数：10人）

総括課
融資課

浜田支店

〈国民生活事業〉（財務省、厚生労働省所管）

支店長兼国民生活事業統轄
（職員数：6人）

総括課
融資課

<情報公開・個人情報保護窓口>

松江支店

国民生活事業 総括課長 TEL 0570-075025(ナビダイヤル)

浜田支店

国民生活事業 総括課長 TEL 0570-075878(ナビダイヤル)

<相談・案内窓口>

松江支店

〈国民生活事業〉

融資相談 担当：融資課 TEL 0570-075025(ナビダイヤル)

〈農林水産事業〉

融資相談 担当：融資課 TEL (0852)26-1133

〈中小企業事業〉

融資相談 担当：融資課 TEL (0852)21-0110

浜田支店

〈国民生活事業〉

融資相談 担当：融資課 TEL 0570-075878(ナビダイヤル)

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

[日本年金機構]

(ホームページアドレス) <https://www.nenkin.go.jp/>

(相談・手続窓口) <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

日本年金機構への照会については、上記アドレスから検索の上お問い合わせください。

[目次へ戻る](#)

【厚生労働省所管】

全国健康保険協会
島根支部

〒690-8531 松江市殿町 383 山陰中央ビル 2 階

TEL (0852) 59-5139 (代表)

(ホームページアドレス)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

<設置根拠>

健康保険法第7条の4第1項

全国健康保険協会定款第3条第2項

<事業内容>

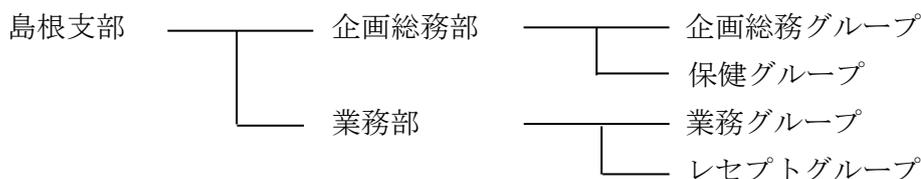
支部においては、当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の資格に関すること
- (2) 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付及び検認に関すること
- (3) 健康保険法第4章の規定による保険給付（支払いを除く。）に関すること
- (4) 日雇特例被保険者に係る保険給付（支払いを除く。）に関すること
- (5) 任意継続被保険者の保険料の収納及び還付に関すること
- (6) 健康保険法第6章の規定による保健事業の運営に関すること
- (7) 健康保険法第6章の規定による福祉事業の運営に関すること
- (8) 評議会の運営に関すること
- (9) その他支部の業務及び財務に関する事項であって理事長が委任した事項

<管轄区域>

島根県

<組織>



[目次へ戻る](#)

<情報公開・個人情報保護窓口>

企画総務グループ

TEL (0852)59-5140

<相談・案内窓口>

- 1 業務グループ TEL (0852)59-5144
 - (1) 健康保険給付に関する事
 - (2) 健康保険証や限度額適用認定証に関する事
 - (3) 健康保険任意継続に関する事等
- 2 保健グループ TEL (0852)59-5204
 - (1) 生活習慣病予防健診や特定健康診査に関する事
 - (2) 保健指導に関する事
 - (3) 健康づくり事業に関する事等
- 3 レセプトグループ TEL (0852)59-5197
 - (1) 診療報酬明細書(レセプト)点検に関する事
 - (2) 第三者行為(交通事故など)に係る医療費に関する事
 - (3) 「医療費のお知らせ」に関する事等
- 4 企画総務グループ TEL (0852)59-5140
 - (1) 保険料率に関する事
 - (2) 情報提供に関する事
 - (3) 健康保険事業計画や広報に関する事等
 - (4) その他(1)～(3)に属さない業務

<電子申請・届出窓口>

- (1) 医療費照会(被保険者)
- (2) 生活習慣病予防健診申込(事業主)

全国健康保険協会島根支部ホームページより手続(前ページのホームページアドレス)

(注) 全国健康保険協会は、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。

[目次へ戻る](#)

【経済産業省所管】

株式会社商工組合中央金庫

松江支店 〒690-0887 松江市殿町 210
TEL (0852) 23-3131

(ホームページアドレス) <http://www.shokochukin.co.jp/>

(下部機関)

浜田営業所 〒697-0015 浜田市竹迫町 2886
TEL (0855) 23-3033

<設置根拠>

株式会社商工組合中央金庫法

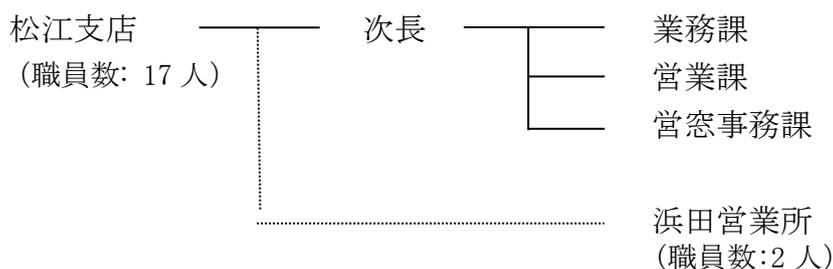
<事業内容>

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務

<管轄区域>

松江支店：松江市、出雲市、安来市、大田市、仁多郡、飯石郡、隠岐郡
浜田営業所：江津市、浜田市、益田市、邑智郡、鹿足郡、大田市（旧邇摩郡）

<組織及び職員数>



<情報公開・個人情報保護窓口>

松江支店 TEL (0852) 23-3131
浜田営業所 TEL (0855) 23-3033

<相談・案内窓口>

松江支店 TEL (0852) 23-3131
浜田営業所 TEL (0855) 23-3033

[目次へ戻る](#)

【国土交通省所管】

西日本高速道路株式会社中国支社

松江高速道路事務所

〒699-0203 松江市玉湯町布志名 968-9

TEL (0852) 62-9230

(ホームページアドレス) <https://corp.w-nexco.co.jp/>

<設置根拠>

高速道路株式会社法

<事業内容・管轄区域>

松江自動車道（三刀屋木次 IC～宍道 JCT）、山陰自動車道（松江玉造 IC～出雲 IC）、山陰道〔安来道路〕（米子西 IC～東出雲 IC）の維持管理・料金サービス
山陰道〔安来道路〕（米子西 IC～安来 IC）の4車線化事業
山陰自動車道（松江玉造 IC～宍道 JCT）の4車線化事業
山陰自動車道出雲 ICの改築工事

<組織及び社員数>（カッコ内は社員数）

中国支社

└──────────┘ 松江高速道路事務所（27）

<情報公開・個人情報保護窓口>

西日本高速道路株式会社 広報課

〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階 TEL (06)6344-4000 (代表)

窓口営業時間 9時30分～12時（受付は11時45分まで）

13時～17時（受付は16時45分まで）

（土曜・日曜・祝日、年末年始を除く）

（注）西日本高速道路株式会社中国支社及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。

<相談・案内窓口>

○ NEXCO西日本お客さまセンター（西日本の高速道路料金・交通情報の問合せ）

TEL(フリーダイヤル) 0120-924863（年中無休・24時間）

※ 上記電話が利用できない場合は、(06)6876-9031（通話料有料）

[目次へ戻る](#)

- 道路緊急ダイヤル（道路損傷、落下物などの緊急事態の通報）
TEL #9910
- 西日本高速道路株式会社ホームページ（メールによる各種お問合せ）
<https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/>

[目次へ戻る](#)